



第4次 深谷市 男女共同参画プラン

ともに認め合い 支え合う
元気と笑顔で参画するまち ふかや



深谷市イメージキャラクター

ふっかちゃん

郷土の偉人

澁沢栄一

令和5年3月
深谷市

はじめに

本市では、男女共同参画社会の実現に向け、平成 21（2009）年に「深谷市男女共同参画プラン」を策定して以降、さまざまな取組を進めてまいりました。

この間、固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合が、5年前と比べ約 10 ポイント上昇し、ドメスティック・バイオレンスに対する認識割合も高くなるなど、一定の成果をあげてきましたが、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性の職業生活における活躍など、いまだ多くの課題が残されています。



郷土の偉人である渋沢栄一翁は、日本の近代化のため尽力する一方で、性差や身分意識を払拭し、多くの人材を登用すべく奔走しました。また、学問をするのは男性が当たり前の時代にあって、「女子教育奨励会」や「日本女子大学（現日本女子大学）」の設立に携わるなど、女子教育へも力を注ぎました。

このたび、こうした栄一翁の姿勢を模範としながら、第3次プランの成果と課題を踏まえ、令和9（2027）年度を目標年度とする「第4次深谷市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

男女共同参画社会の実現には、本プランに基づき、市民、事業者及び関係機関の皆様が身近な問題として捉え、それぞれの役割をともに担い、連携していくことが重要と考えておりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本プランの策定にあたり、貴重な御意見を賜りました深谷市男女共同参画会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました市民・事業所の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和5年3月

深谷市長 小島 進

目 次

第1章 プラン策定の概要	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの位置付け	2
3 プランの期間	3
第2章 深谷市の男女共同参画の現状	4
1 統計から見る現状	4
2 アンケート調査結果から見る現状	11
3 第3次プランの評価	22
(1) 数値目標の達成状況	22
(2) 第3次プランの進捗状況からみる現状	23
第3章 プランの基本的な考え方	25
1 基本理念	25
2 施策の体系	26
第4章 施策の内容	28
基本目標1 あらゆる分野における多様性の尊重及び男女共同参画の推進	28
(1) 男女共同参画の意識を育む	28
(2) 政策や方針決定過程への男女共同参画の推進 【女性活躍推進計画】	31
(3) 誰もが働きやすいしくみをつくる 【女性活躍推進計画】	33
(4) 家庭や地域における男女共同参画の推進	36
(5) 性の多様性を尊重し、誰もが暮らしやすい地域づくり	38
基本目標2 地域で支える基盤づくり	41
(1) まごころと思いやりの中で子どもを育てる	41
(2) 地域全体で介護を支える	44
(3) 生涯を通じて誰もが健康で安定した暮らしをおくる	46
基本目標3 配偶者等からの暴力の根絶【DV防止基本計画】	50
(1) あらゆる暴力の根絶に向けた啓発	50
(2) DV被害者のための支援の充実	52
(3) 関係機関との連携強化	54
基本目標4 男女共同参画の推進体制の強化	56
(1) 男女共同参画推進体制の充実・強化	56
(2) 関係機関などとの協力・連携	59

参考資料	61
1 男女共同参画をめぐる動き	61
(1) 国際的な動向	61
(2) 国の動向	62
(3) 埼玉県動向	63
(4) 本市の動向	64
2 アンケート調査の概要	65
3 関係法令など	66
(1) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	66
(2) 男女共同参画社会基本法	72
(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	75
(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	83
(5) 埼玉県男女共同参画推進条例	91
(6) 深谷市男女共同参画推進条例	94
(7) 深谷市男女共同参画会議条例	97
(8) 深谷市男女共同参画会議委員名簿	98
(9) 深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例	99
(10) 深谷市男女共同参画推進委員会設置要綱	101
4 用語集	102

本文の「※」マークがついた語句については、参考資料に用語解説（P102～）があります。

1 プラン策定の趣旨

本市では、平成21（2009）年に「深谷市男女共同参画プラン」を策定し、以降、平成24（2012）年に、「第2次深谷市男女共同参画プラン」を、平成30（2018）年に、新たな課題や社会潮流に対応する「第3次深谷市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に関するさまざまな施策・事業を総合的に展開してきました。

しかしながら、社会全体においては固定的な性別役割分担意識※やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）※がいまだ根強く残っています。

また、男女がともに家庭生活と仕事、地域・社会活動を両立しやすい環境づくり、女性の力が十分に発揮される環境の整備、配偶者からの暴力も課題として残っています。

さらに、令和元（2019）年に発生した新型コロナウイルス感染症により感染者に対する人権侵害や、性的指向※及び性自認※の多様性（以下、「性の多様性※」という。）に対する理解不足による差別や偏見など、新しい課題も発生しています。

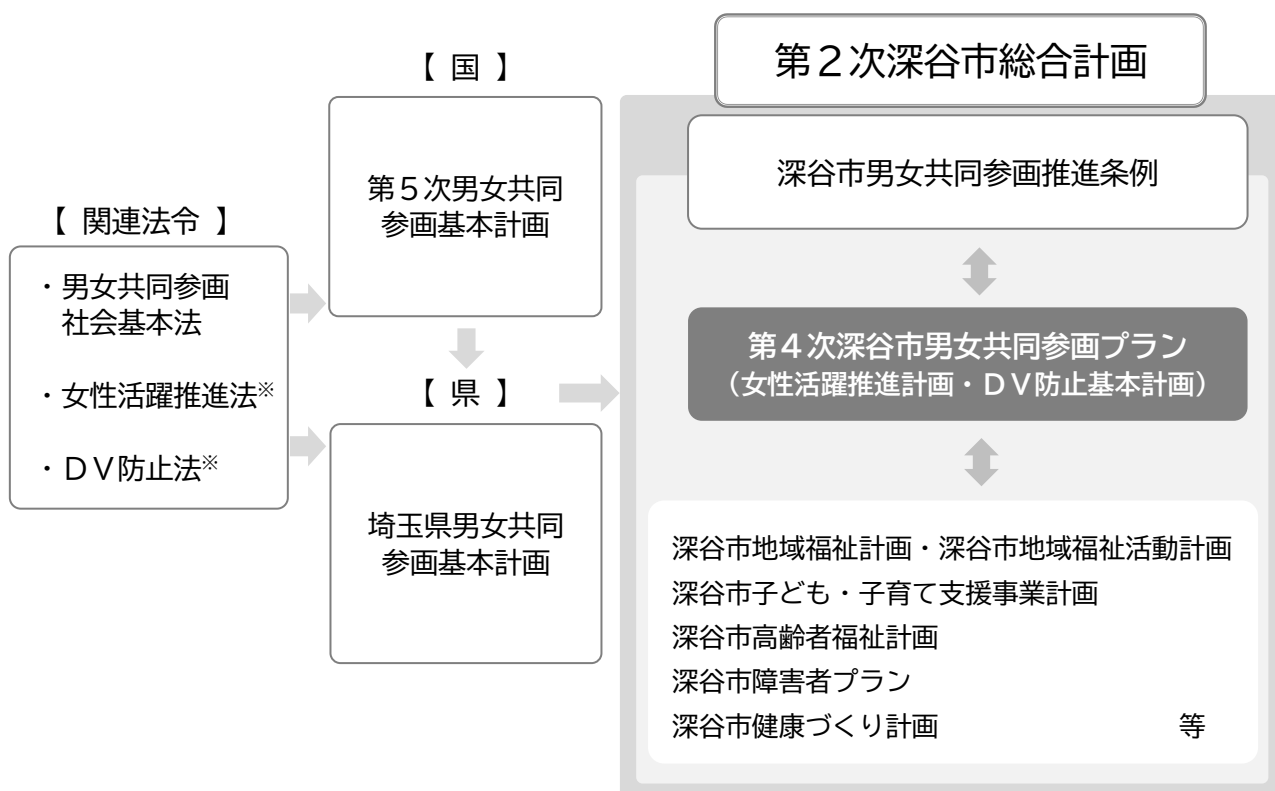
これらの課題について、今後もさまざまな視点から、男女共同参画社会※の実現に向けて、継続的に取組を推進していかなければなりません。

このような男女共同参画を取り巻く社会情勢を踏まえ、男女が互いの人権を尊重しながら、等しく責任を分かち合い、一人ひとりが性別に関わることなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を目指し、これまでの取組の更なる推進と、新たな課題に対応していくため、「第4次深谷市男女共同参画プラン」を策定するものです。

2 プランの位置付け

本プランは、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的方向を明らかにしたもので、平成30（2018）年3月に策定した「第3次深谷市男女共同参画プラン」を引き継ぐものです。

また、「男女共同参画に関する意識・実態調査」を実施し、市民及び事業主の意見を反映するとともに、市民有識者で構成する「深谷市男女共同参画会議」による意見などを尊重して策定しました。



持続可能な開発目標（SDGs[※]）では「誰一人取り残さない」という共通理念を掲げています。このSDGs 5つめのゴールとして「ジェンダー[※]平等の実現」が掲げられ、本市の男女共同参画の推進は、国際的な考え方を重視しており、SDGsを踏まえた計画を策定します。



3 プランの期間

計画期間は令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて見直しが必要な場合は、柔軟に対応します。

	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度
深谷市	第3次深谷市男女 共同参画プラン		第4次深谷市男女共同参画プラン				
埼玉県			埼玉県男女共同参画基本計画 （令和4年度～令和8年度）				
国	第5次男女共同参画基本計画						



第2章

深谷市の男女共同参画の現状

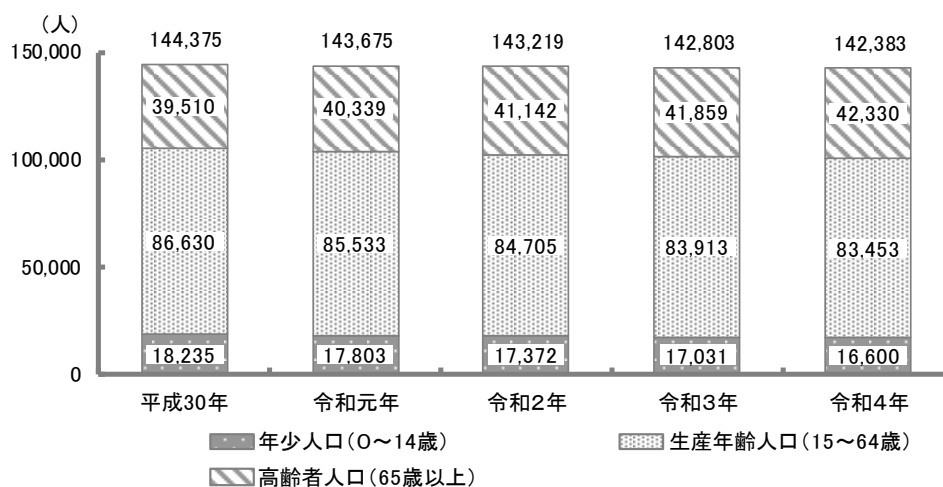
1 統計から見る現状

(1) 人口・世帯の状況

人口の推移についてみると、令和4（2022）年1月1日現在の本市の人口は142,383人となっており、平成30（2018）年から令和4（2022）年にかけて約2,000人減少しています。

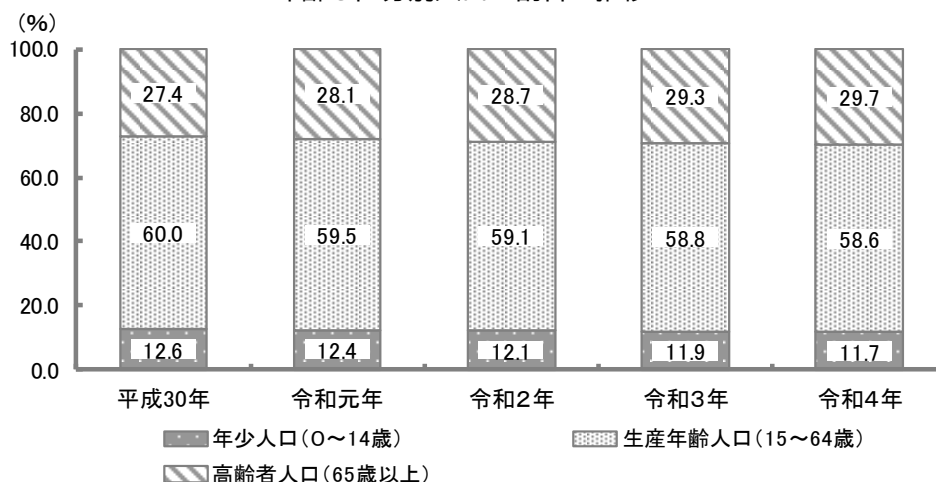
年齢3区分別にみると、生産年齢人口※は約3,200人、年少人口は約1,600人減少し、高齢者人口は約2,800人増加しており、令和4（2022）年の高齢化率※は29.7%となっています。

総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：埼玉県 町（丁）字別人口調査 各年1月1日現在

年齢3区分別人口の割合の推移

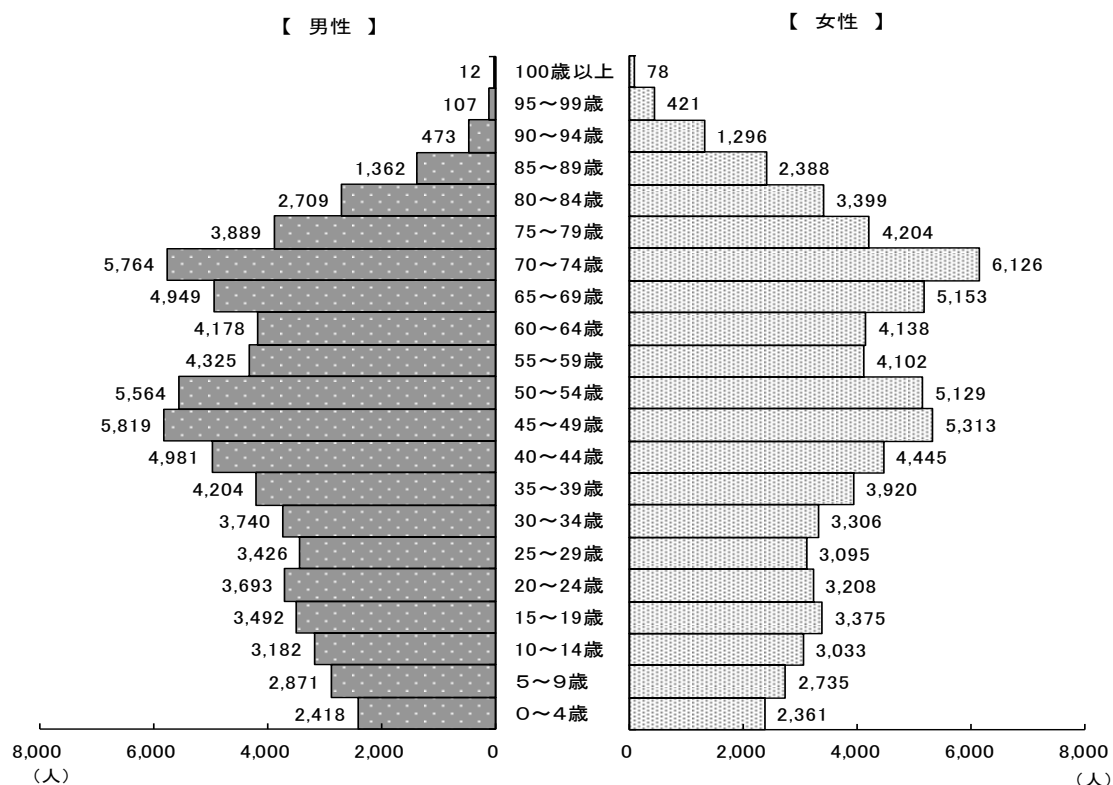


資料：埼玉県 町（丁）字別人口調査 各年1月1日現在

人口ピラミッドをみると、70～74歳と45～49歳が多くなっています。

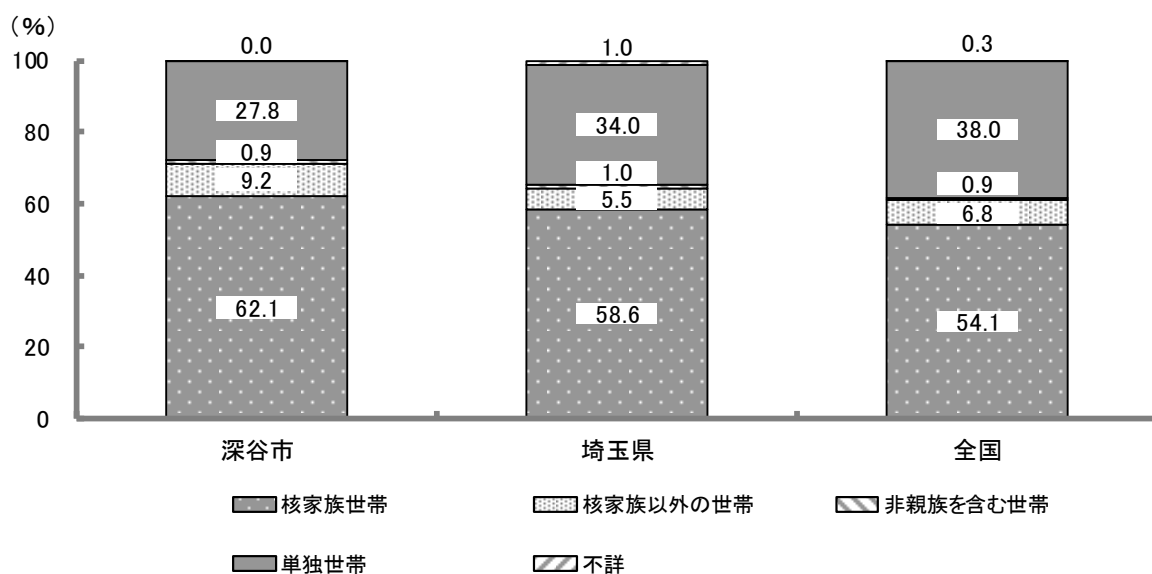
一般世帯構成比の比較をみると、国・県と比較して核家族世帯と核家族以外の世帯が多くなっています。一方、国・県と比較して単独世帯が少なくなっています。

人口ピラミッド（令和4年1月1日現在）



資料：埼玉県 町（丁）字別人口調査

一般世帯構成比の比較（令和2年）

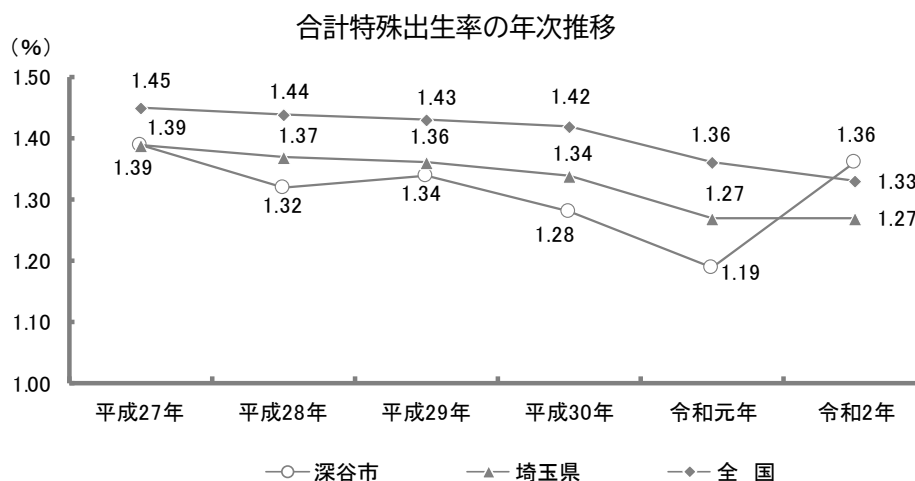


資料：国勢調査

(2) 合計特殊出生率※の状況

合計特殊出生率の年次推移についてみると、令和元（2019）年まで減少傾向にありましたが、令和2（2020）年で増加し、1.36%となっています。

国・県と比較すると令和元（2019）年までは低い値で推移していましたが、令和2（2020）年では高くなっています。



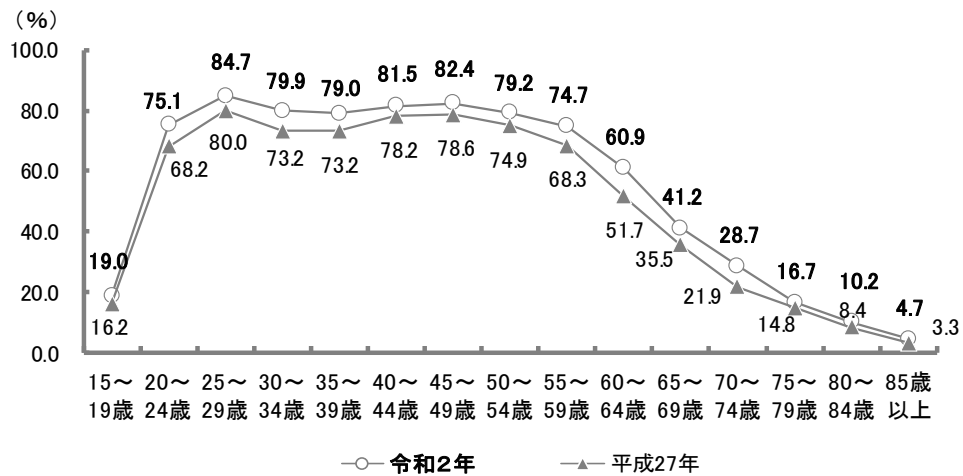
資料：埼玉県保健医療部保健医療政策課



(3) 女性の労働力率※の状況

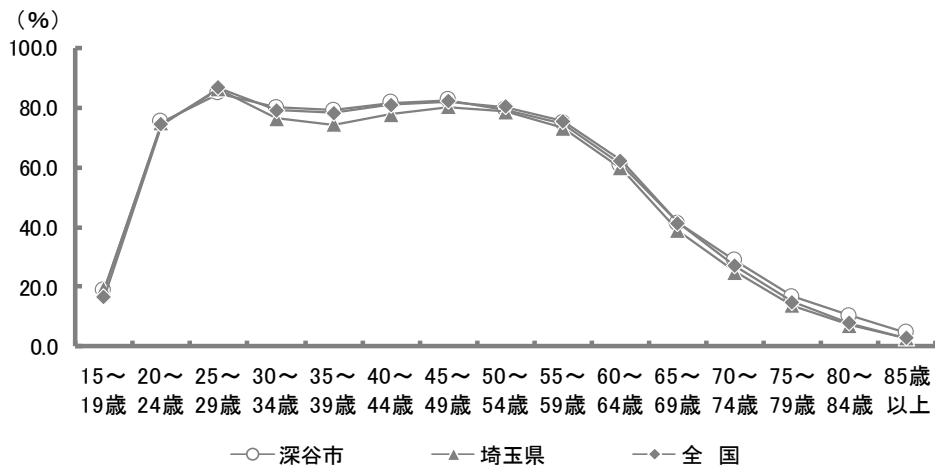
女性の労働力率の5年間の推移をみると、すべての年代で労働力率が高くなっており、深谷市は働く意思のある女性が多くなっていることが読み取れます。令和2（2020）年の労働力率を国・県と比較すると、同程度となっています。

女性の年齢別労働力率の推移（深谷市）



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率の比較（令和2年）

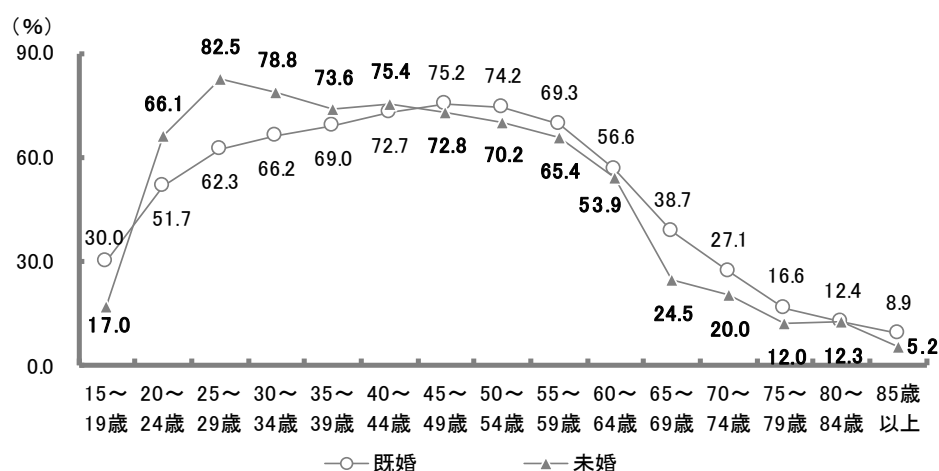


資料：国勢調査

女性の既婚・未婚別の年齢別就業率をみると、20歳から44歳の年代で既婚の就業率が低くなっています。特に、25～29歳では20ポイント低くなっています。

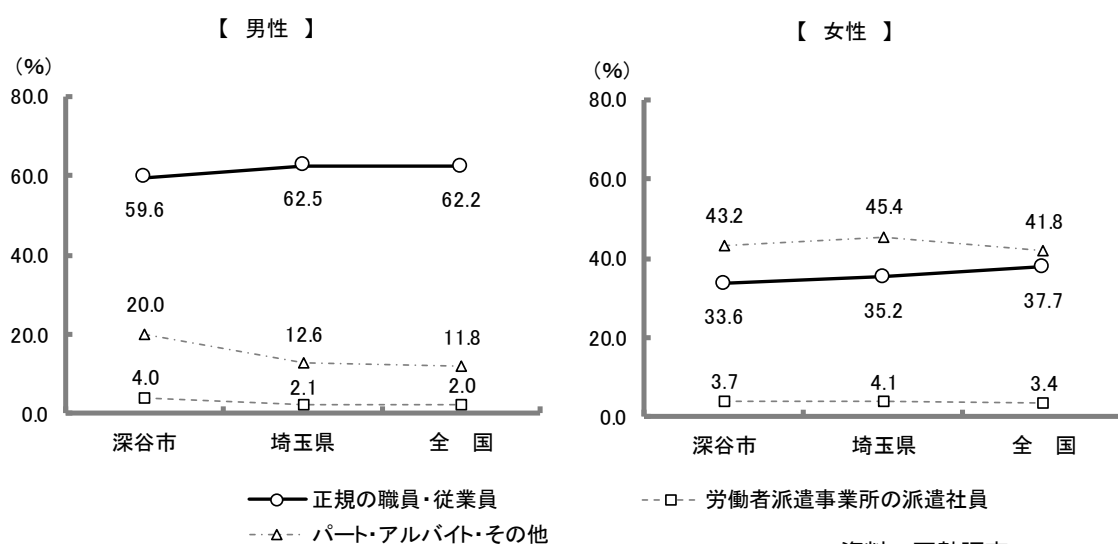
男女別の雇用形態の状況をみると、国・県と同様に男性で正規の職員・従業員の割合が、女性でパート・アルバイト・その他の割合が高くなっています。

女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）（令和2年）



資料：国勢調査

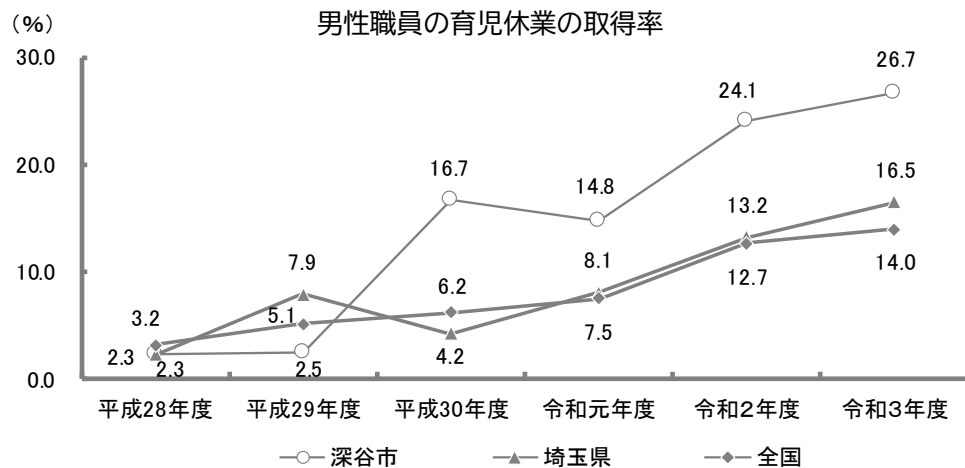
雇用形態の状況



資料：国勢調査

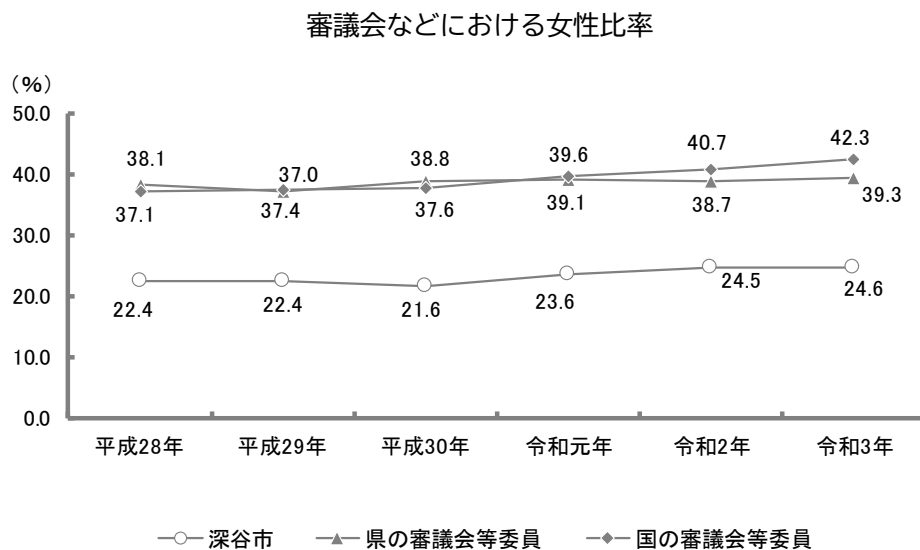
(4) 育児休業の状況

市役所男性職員の育児休業の取得率をみると、平成29（2017）年度から平成30（2018）年度にかけて14.2ポイント増加したのち、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度にかけて11.9ポイント増加し26.7%となっています。



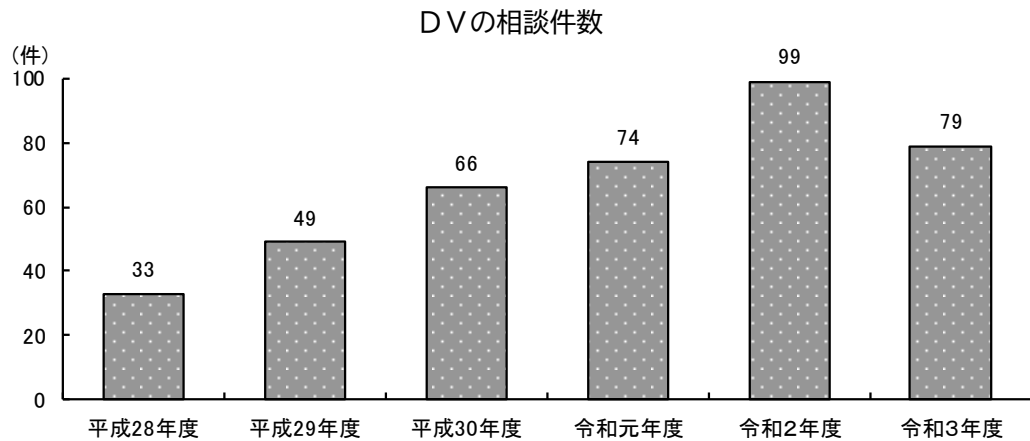
(5) 意思決定・方針決定過程への女性の参画状況

審議会などにおける女性比率をみると、増加傾向にあり、令和3（2021）年には24.6%となっていますが、国・県と比較すると平成28（2016）年から令和3（2021）年にかけて低い値で推移しています。



(6) DVに関する状況

DVの相談件数をみると、年々増加傾向にあり令和2（2020）年度では99件となっています。令和3（2021）年度では79件と減少しましたが、全体的には増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う在宅時間の増加や社会的ストレスなどが要因と考えられます。



資料：庁内資料

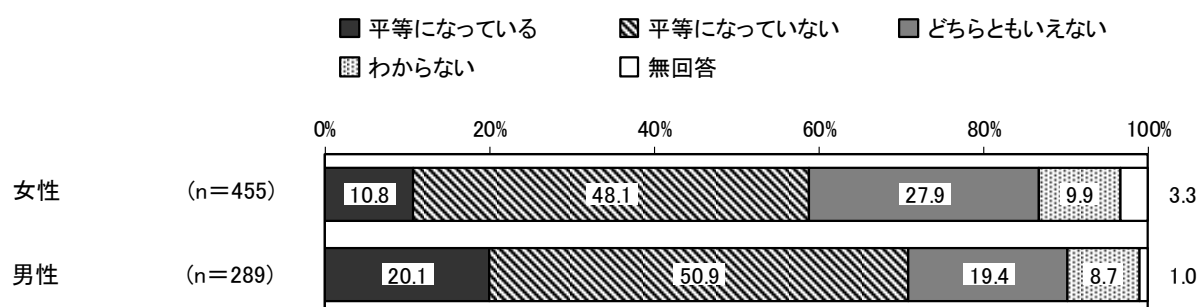


2 アンケート調査結果から見る現状

(1) 市民意識調査

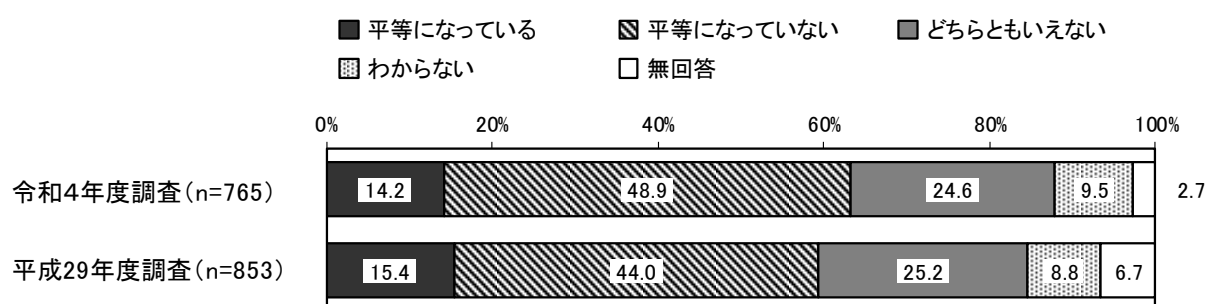
① 家庭における男女の平等感について

性別でみると、女性に比べ、男性で「平等になっている」の割合が高くなっています。一方、男性に比べ、女性で「どちらともいえない」の割合が高くなっています。



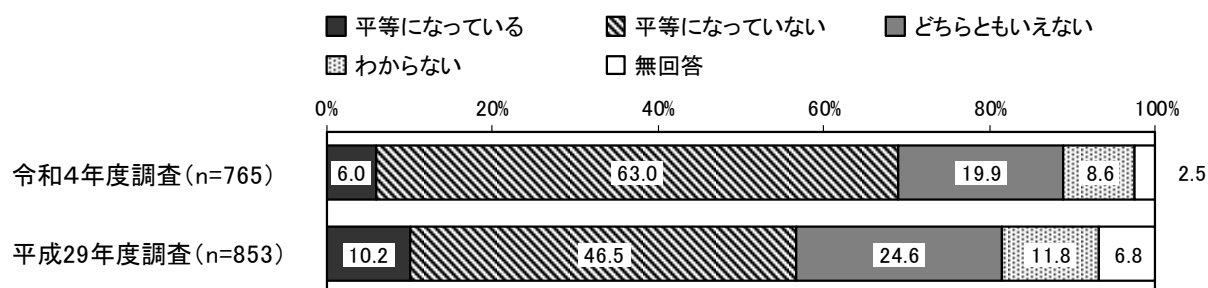
② 職場における男女の平等感について

平成29（2017）年度調査と比較すると、「平等になっている」の割合に大きな変化はみられず、改善はしていない状況です。



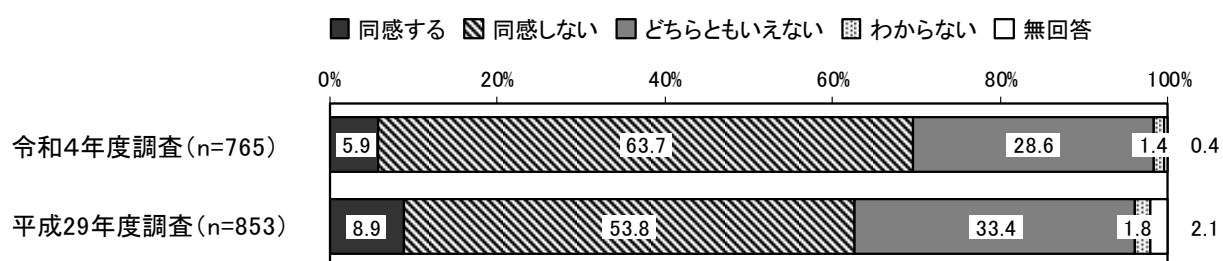
③ 政治の場における男女の平等感について

平成29（2017）年度調査と比較すると、「平等になっていない」の割合が増加しています。



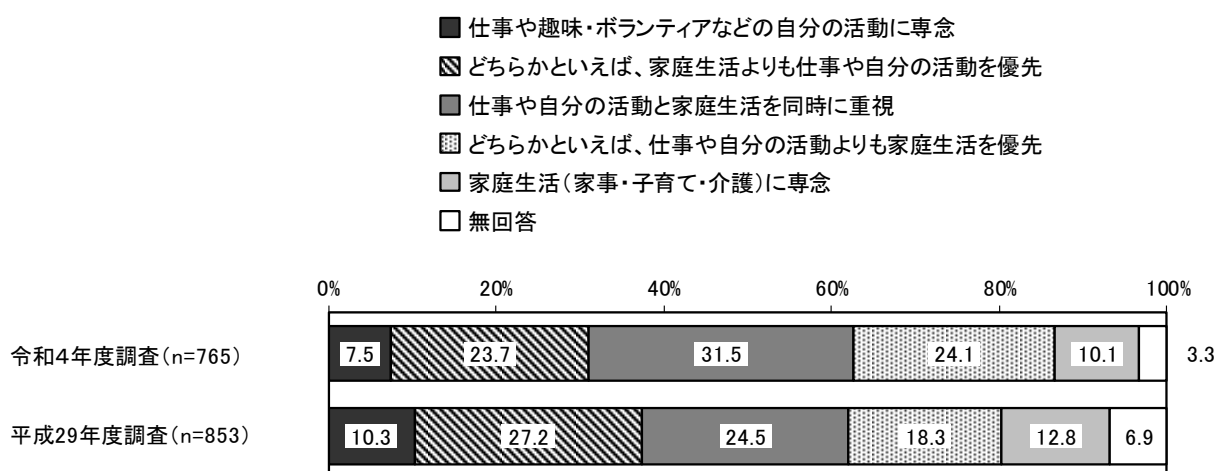
④ 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について

「同感しない」の割合が63.7%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が28.6%となっています。平成29（2017）年度調査と比較すると、「同感しない」の割合が増加しています。



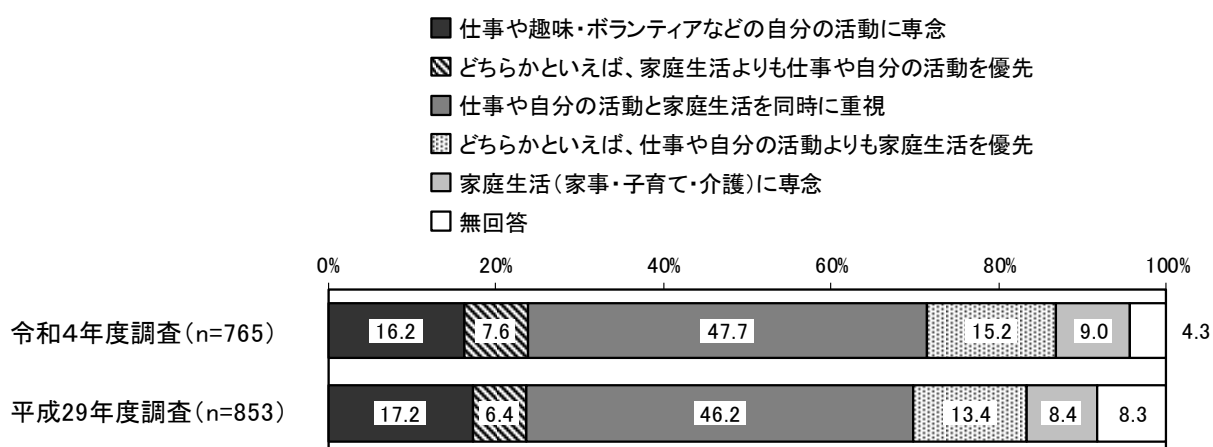
⑤ 現実における家庭生活（家事・子育て・介護）の考え方について

「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」の割合が31.5%と最も高く、次いで「どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先」の割合が24.1%、「どちらかといえば、家庭生活よりも仕事や自分の活動を優先」の割合が23.7%となっています。



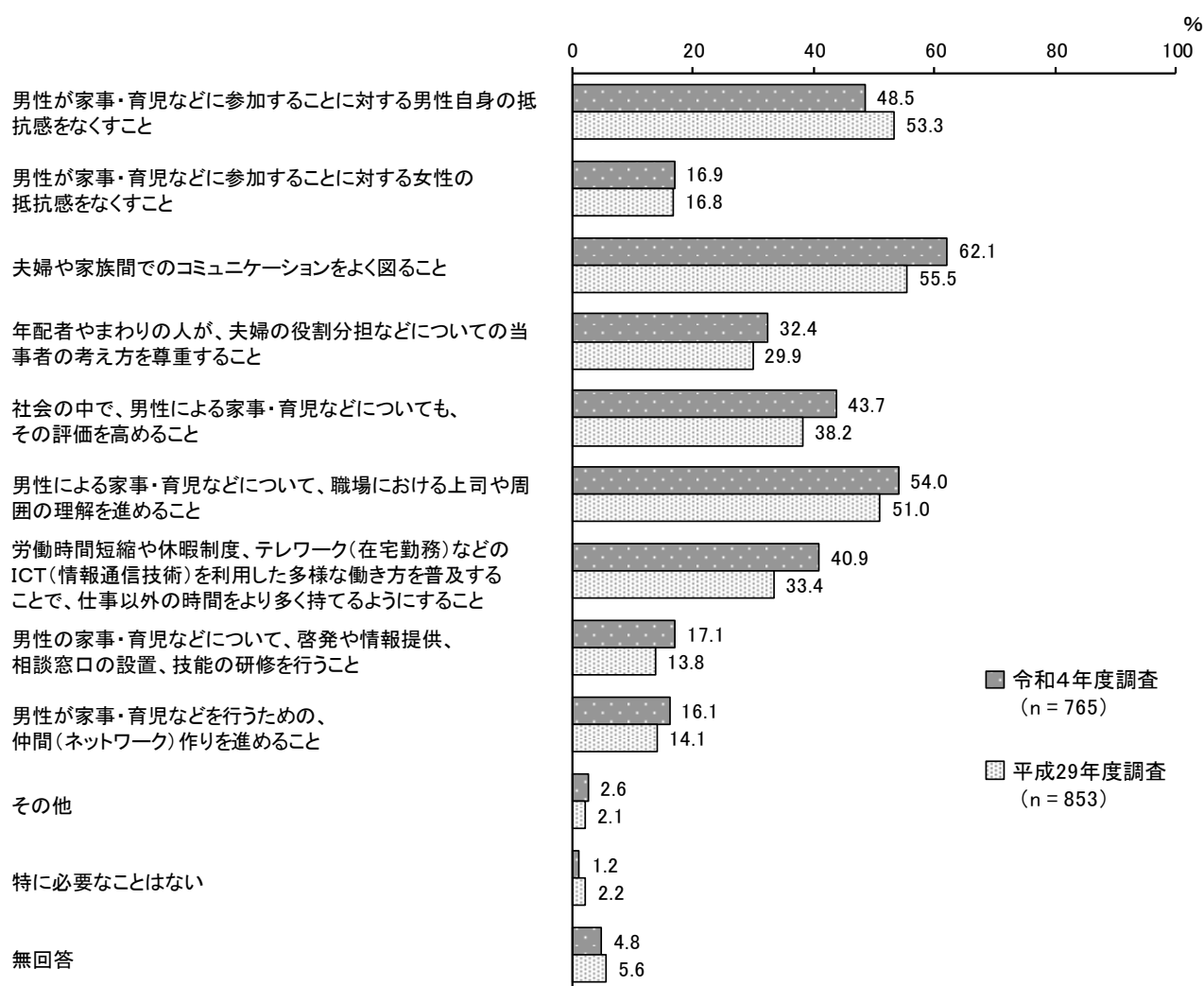
⑥ 希望する家庭生活（家事・子育て・介護）の考え方について

「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」の割合が47.7%と最も高く、次いで「仕事や趣味・ボランティアなどの自分の活動に専念」の割合が16.2%、「どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先」の割合が15.2%となっています。



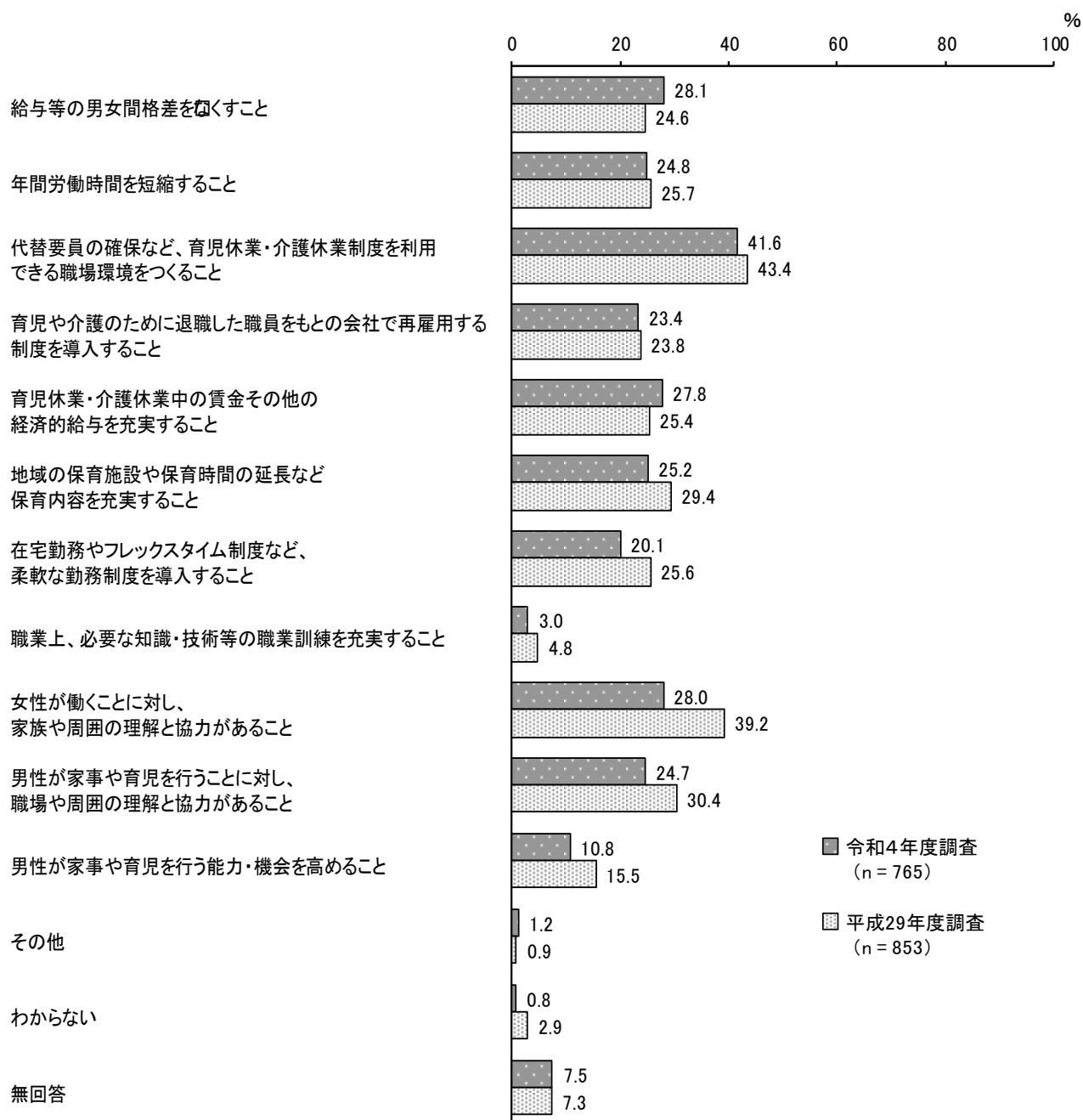
⑦ 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことについて

「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」の割合が62.1%と最も高く、次いで「男性による家事・育児などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」の割合が54.0%、「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」の割合が48.5%となっています。



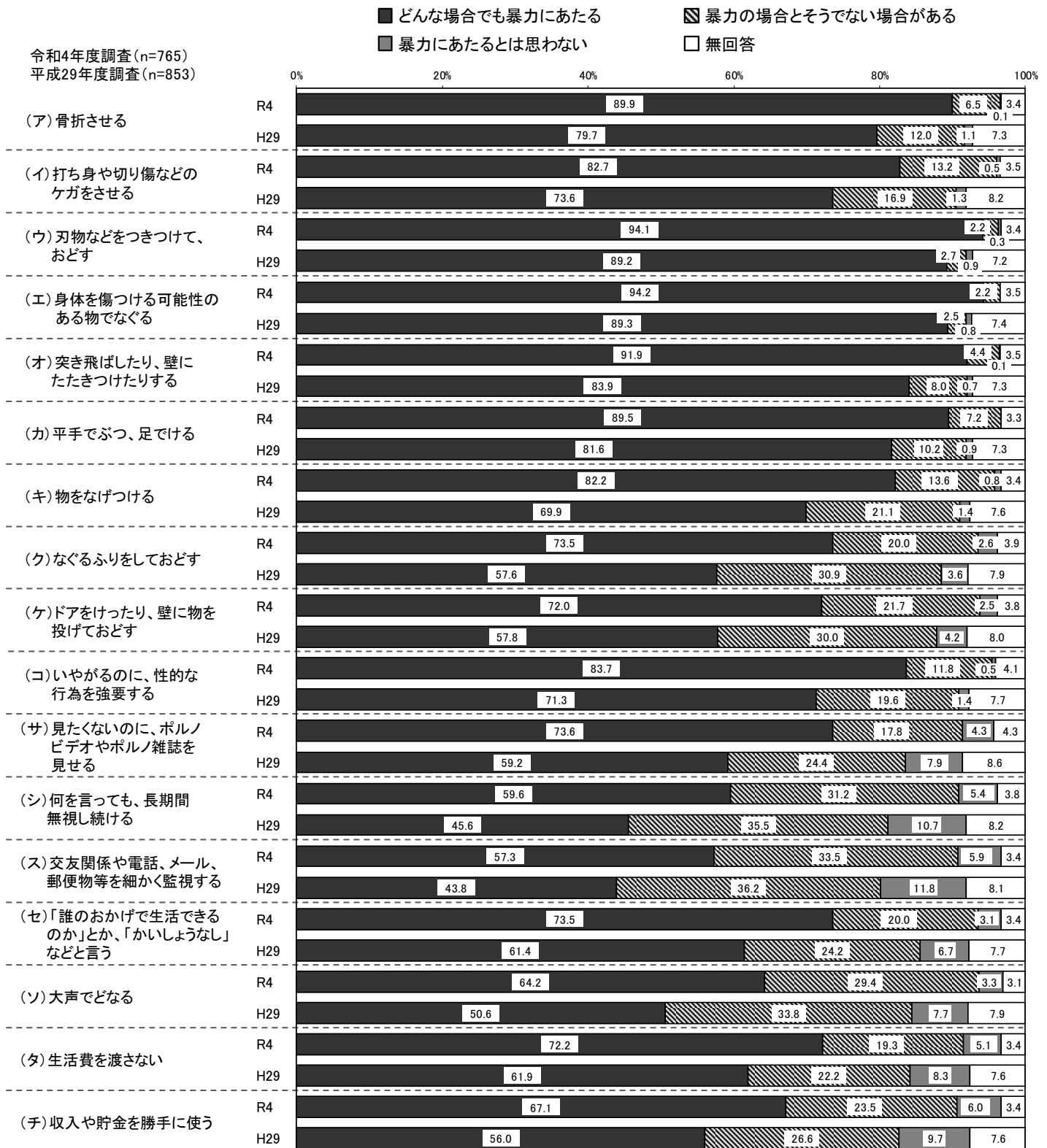
⑧ 男女がともに仕事と家庭の両立をしていくために必要な条件について

「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」の割合が41.6%と最も高く、次いで「給与等の男女間格差をなくすこと」の割合が28.1%、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」の割合が28.0%、「男性が家事や育児を行うことに対し、職場や周囲の理解と協力があること」の割合が24.7%、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」の割合が28.0%となっています。



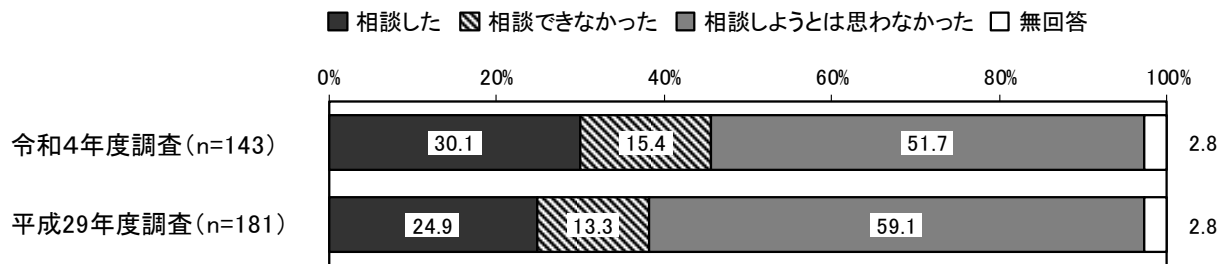
⑨ DVに対する認識について

すべての項目で「どんな場合でも暴力にあたる」の割合が最も高くなっています。『(シ) 何を言っても、長期間無視し続ける』『(ス) 交友関係や電話、メール、郵便物等を細かく監視する』『(ソ) 大声でどなる』で「暴力の場合とそうでない場合がある」の割合が高くなっています。



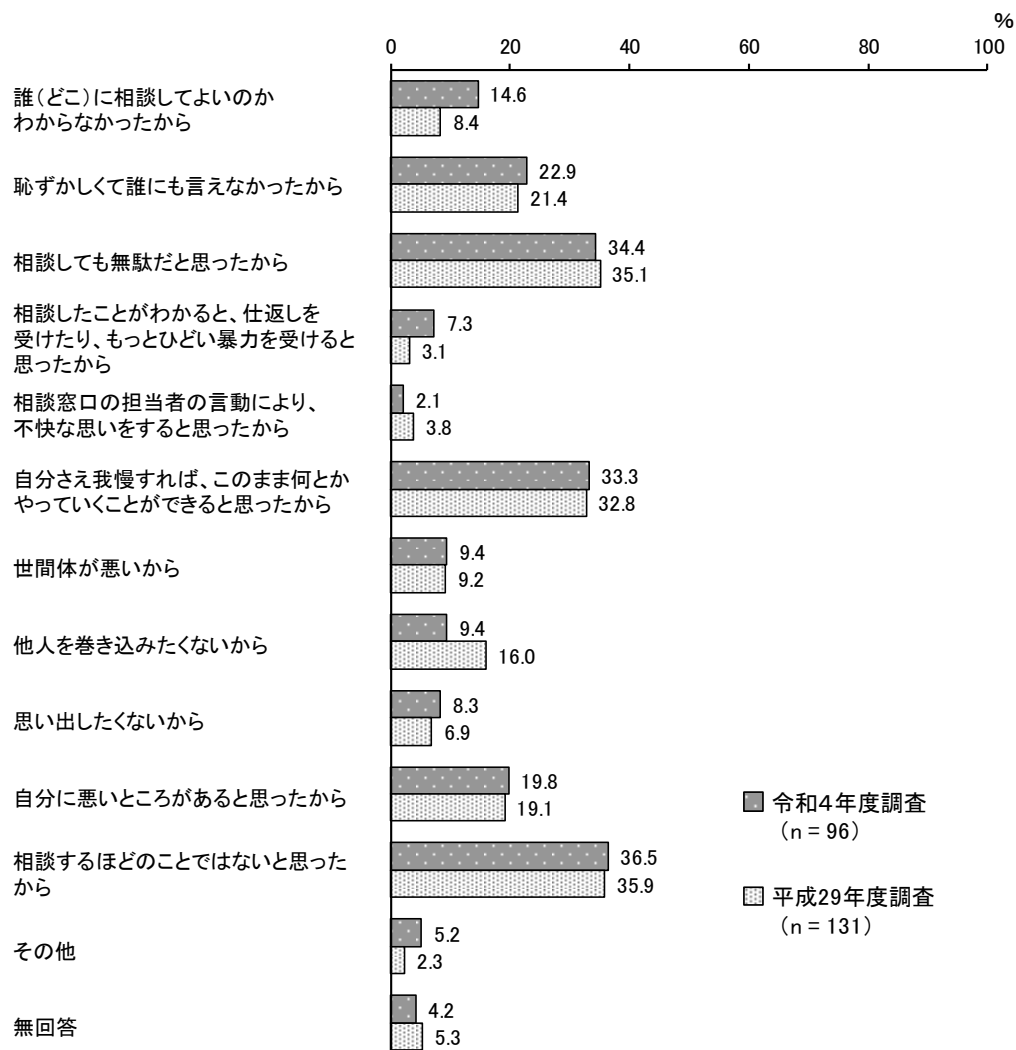
⑩ DV被害者のうち、その受けた行為について誰かに打ち明けたり、相談したかについて

「相談しようとは思わなかった」の割合が51.7%と最も高くなっています。



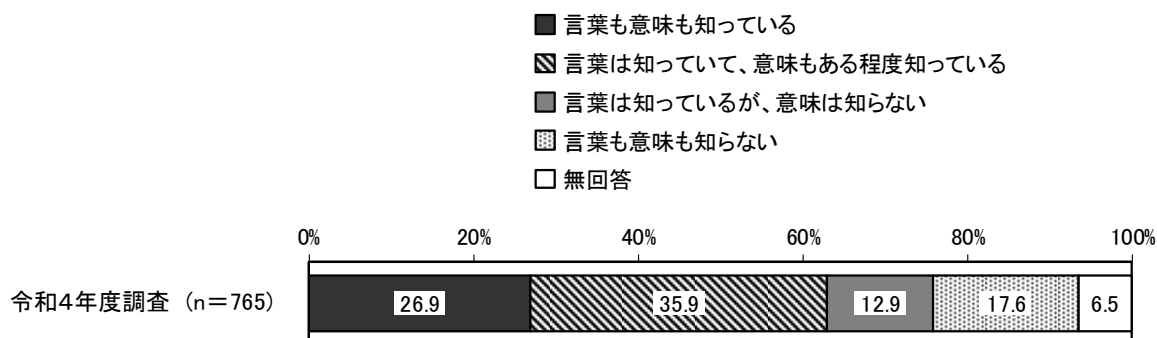
⑪ 相談できなかった理由について

「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が36.5%と最も高く、次いで「相談しても無駄だと思ったから」の割合が34.4%となっています。



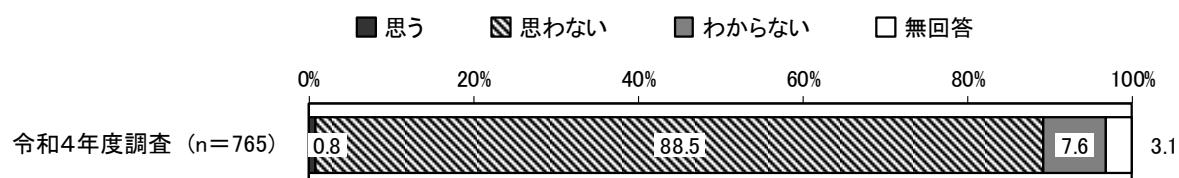
⑫ 性的少数者※（LGBTQなど）という言葉や意味の認知度について

「言葉も意味も知っている」と「言葉は知っていて、意味もある程度知っている」を合わせた“知っている”の割合が62.8%、「言葉は知っているが、意味は知らない」と「言葉も意味も知らない」を合わせた“知らない”の割合が30.5%となっています。



⑬ 自分が性的少数者であると思うかについて

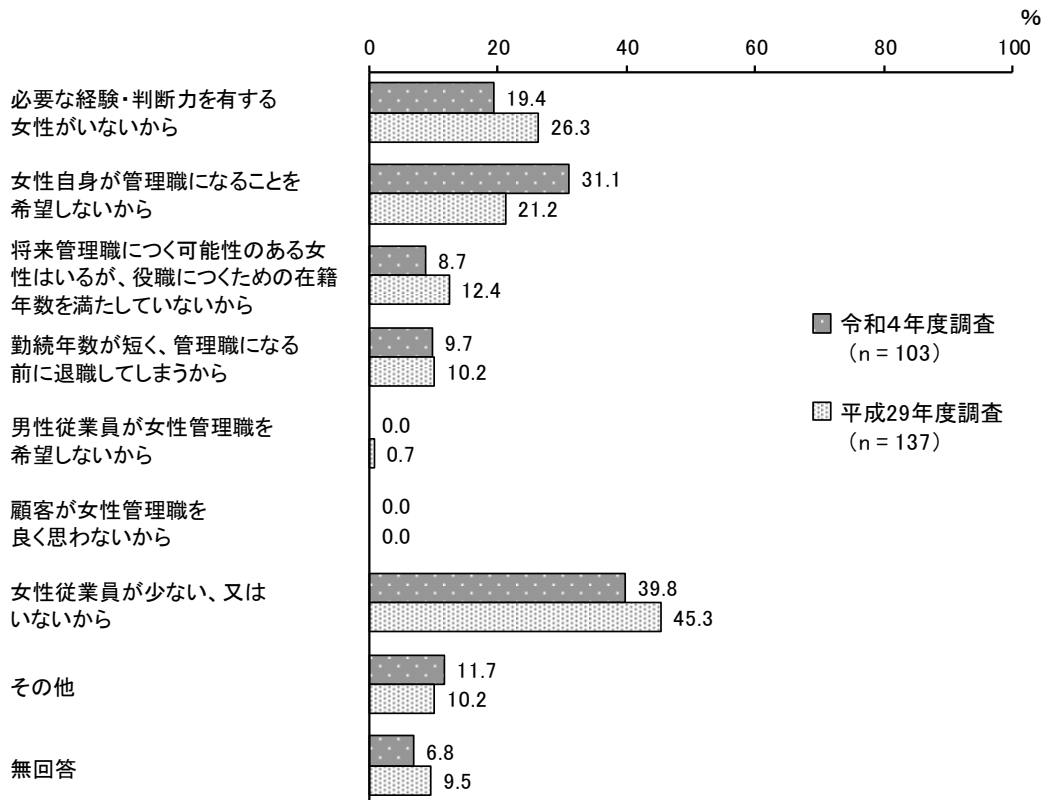
自分が性的少数者であると思うかについて「思う」の割合が0.8%となっています。



(2) 事業所意識調査

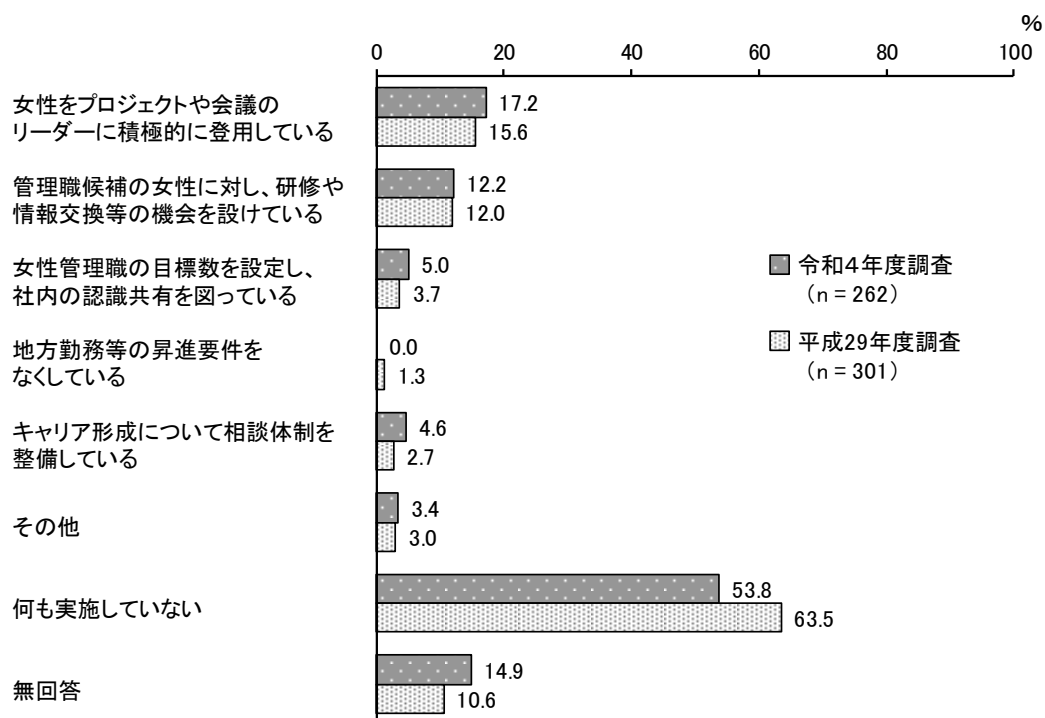
① 女性管理職が少ない、又は全くいない理由について

「女性従業員が少ない、又はいないから」の割合が39.8%と最も高く、次いで「女性自身が管理職になることを希望しないから」の割合が31.1%、「必要な経験・判断力を有する女性がいらないから」の割合が19.4%となっています。



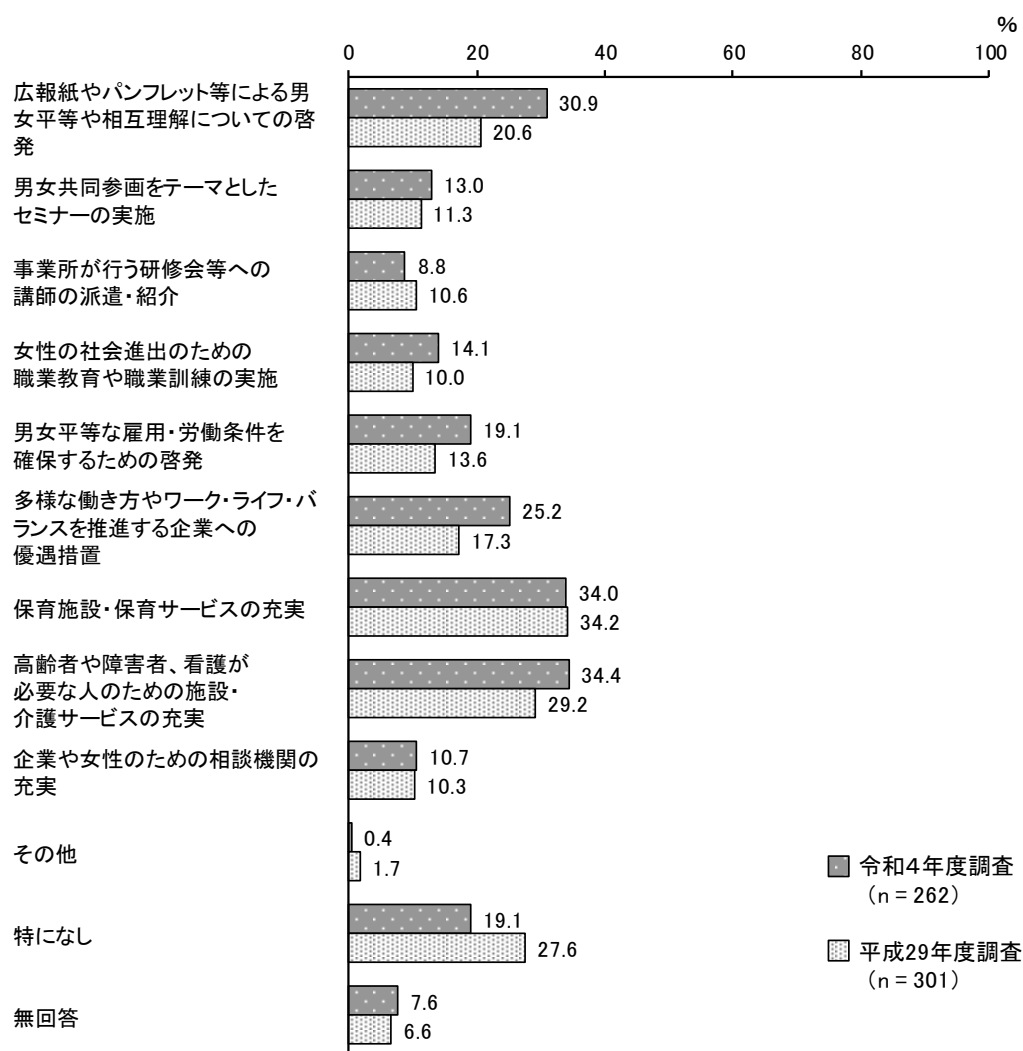
② 女性の育成や管理職を増やすための取組について

「何も実施していない」の割合が53.8%と最も高く、次いで「女性をプロジェクトや会議のリーダーに積極的に登用している」の割合が17.2%、「管理職候補の女性に対し、研修や情報交換等の機会を設けている」の割合が12.2%となっています。



③ 今後、職場において男女共同参画やワーク・ライフ・バランス※、女性の活躍を推進するにあたって、市に期待する取組について

「高齢者や障害者、看護が必要な人のための施設・介護サービスの充実」の割合が34.4%と最も高く、次いで「保育施設・保育サービスの充実」の割合が34.0%、「広報紙やパンフレット等による男女平等や相互理解についての啓発」の割合が30.9%となっています。



3 第3次プランの評価

(1) 数値目標の達成状況

「第3次深谷市男女共同参画プラン」では、男女共同参画に向けた取組をより計画的かつ効果的に推進するため、数値目標を設定しました。

各項目の状況をみると、“「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担に同感しない市民の割合”は目標値を達成しています。“審議会などにおける女性登用率”“男女共同参画に関する言葉の認知度として、「ワーク・ライフ・バランス」の内容を知っている市民の割合”がやや増加しています。

項目	策定当初 (平成29年度)	目標値	実績値 (令和4年度)	埼玉県の数値 (令和2年度)
男女共同参画推進センター（L・フォルテ）が実施する講座などの延べ参加者数	274人	400人	157人 (令和3年度実績) センターは令和3年度をもって廃止	—
「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担に同感しない市民の割合	53.8%	60.0%	63.7%	62.8%
「社会通念や風潮」において、男女の地位が平等と感じる市民の割合	9.0%	20.0%	6.8%	5.4%
審議会などにおける女性登用率	22.4%	30.0%	25.0%	39.2%
深谷市男女共同参画推進員※を設置する市内事業所の数	58事業所	110事業所	110事業所	—
男女共同参画に関する言葉の認知度として、「ワーク・ライフ・バランス」の内容を知っている市民の割合	21.2%	50.0%	33.3%	31.5%
自身の子育ての関わりが『十分である』男性の割合	51.0%	60.0%	41.8%	54.6%
両親など家族の介護を理由に、「自分（回答者自身）が仕事を辞めた」割合	4.7%	0.0%	4.7%	—
夫婦間における「平手でぶつ、足でける」、「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合	81.6% 〔平手でぶつ、足でける〕 57.6% 〔なぐるふりをして、おどす〕	100.0%	89.5% 〔平手でぶつ、足でける〕 73.5% 〔なぐるふりをして、おどす〕	88.5% 〔平手でぶつ、足でける〕 77.0% 〔なぐるふりをして、おどす〕
配偶者等からの暴力の相談窓口を知っている人の割合	32.4% (平成26年度 [◎])	70.0%	74.6% (令和2年度 [◎])	—
DV被害に遭った人のうち、「相談できなかった」人の割合	13.3%	0.0%	15.4%	—
課長級以上の市職員における女性職員の割合	5.0%	16.0%	7.0%	—

◎内閣府「男女間における暴力に関する調査」

(2) 第3次プランの進捗状況からみる現状

平成30（2018）年度から令和4（2022）年度を計画期間とする「第3次深谷市男女共同参画プラン」の進捗状況について、各推進担当課において、施策ごとに総合評価を行い、次期プランに向けた課題や、今後の方向性の把握を行いました。全体の合計をみると、A評価が136事業と最も多くなっています。

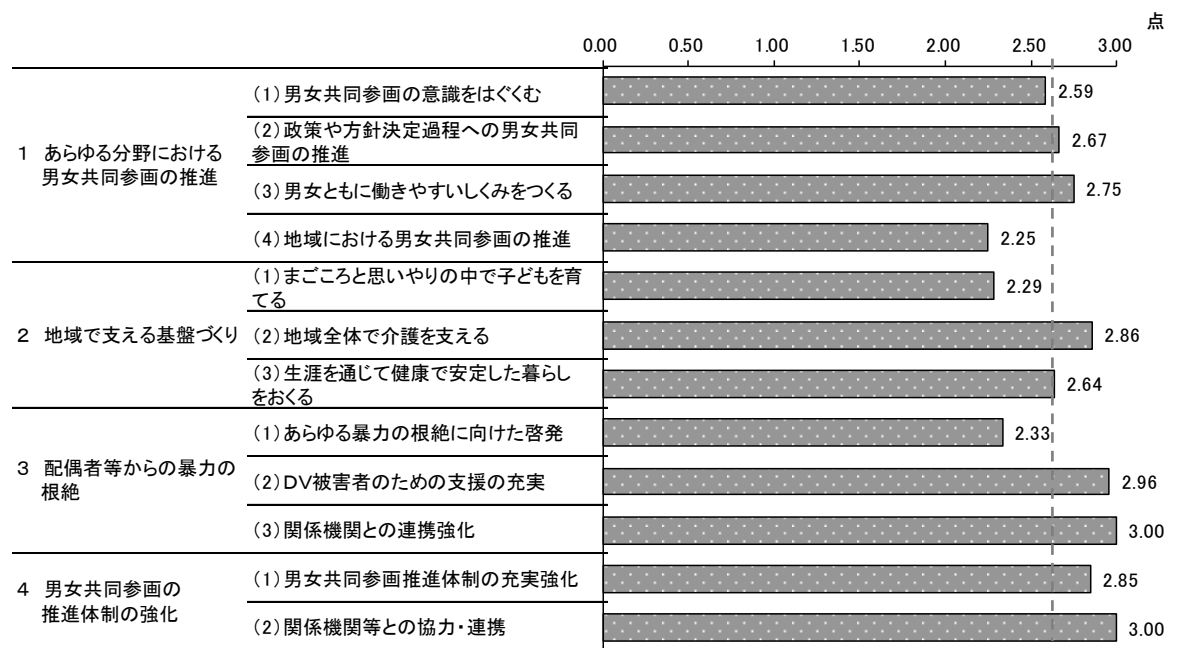
また、評価を点数化し、平均点を算出した結果、「関係機関との連携強化」、「関係機関等との協力・連携」が3.00点と最も高く、「地域における男女共同参画の推進」が2.25点と最も低くなっています。

■総合評価結果

基本目標	実施計画	A	B	C	D	合計
1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の意識をはぐくむ	19	9	0	1	29
	(2)政策や方針決定過程への男女共同参画の推進 【女性活躍推進計画】	4	2	0	0	6
	(3)男女ともに働きやすいしくみをつくる 【女性活躍推進計画】	15	5	0	0	20
	(4)地域における男女共同参画の推進	4	3	0	1	8
2 地域で支える基盤づくり	(1)まごころと思いやりの中で子どもを育てる	22	6	2	5	35
	(2)地域全体で介護を支える	6	1	0	0	7
	(3)生涯を通じて健康で安定した暮らしをおくる	7	4	0	0	11
3 配偶者等からの暴力の根絶 【DV防止基本計画】	(1)あらゆる暴力の根絶に向けた啓発	4	0	2	0	6
	(2)DV被害者のための支援の充実	22	1	0	0	23
	(3)関係機関との連携強化	6	0	0	0	6
4 男女共同参画の推進体制の強化	(1)男女共同参画推進体制の充実強化	24	1	0	1	26
	(2)関係機関等との協力・連携	3	0	0	0	3
合計		136	32	4	8	180

項目	平成30（2018）年度から令和3（2021）年度までの取組に対する評価
A	施策の内容に基づき取り組むことができた（達成率80%以上）
B	概ね取り組むことができた（達成率50%以上）
C	遅れがある・順調ではない（達成率50%未満）
D	取り組んでいない

■評価平均点（＝評価×点数／事業）



平均点：2.64

項目	点数
A	3
B	2
C	1
D	0

1 基本理念

深谷市男女共同参画推進条例は、深谷市における男女共同参画のまちづくりの基礎となります。

この条例に示す基本理念のもと、本プランでは、今後5年間の計画期間において以下のように基本理念を設定し、その実現を目指します。

【 基 本 理 念 】

ともに認め合い 支え合う
元気と笑顔で参画するまち ふかや

第2次深谷市総合計画では、市の目指す将来都市像を「元気と笑顔の生産地 ふかや」としており、本市として目指す将来都市像との整合性を図り、これまでの歩みを尊重し、上記を基本理念として設定します。

— 条例における基本理念（要約） —

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 国際的協調

2 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 実施計画 〕

ともに認め合い 支え合う 元氣と笑顔で参画するまち 心かや

1 あらゆる分野における多様性の尊重及び男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画の意識を育む

(2) 政策や方針決定過程への男女共同参画の推進
【女性活躍推進計画】

(3) 誰もが働きやすいしくみをつくる
【女性活躍推進計画】

(4) 家庭や地域における男女共同参画の推進

(5) 性の多様性を尊重し、誰もが暮らしやすい地域づくり

2 地域で支える基盤づくり

(1) まごころと思ひやりの中で子どもを育てる

(2) 地域全体で介護を支える

(3) 生涯を通じて誰もが健康で安定した暮らしをおくる

3 配偶者等からの暴力の根絶
【DV防止基本計画】

(1) あらゆる暴力の根絶に向けた啓発

(2) DV被害者のための支援の充実

(3) 関係機関との連携強化

4 男女共同参画の推進体制の強化

(1) 男女共同参画推進体制の充実・強化

(2) 関係機関などとの協力・連携

〔 施策の方針 〕

〔 取組の方向性 〕

① 男女共同参画意識の高揚

1) あらゆる機会を活用した啓発活動
2) 情報活動の充実

② 男女共同参画の視点に
立った教育活動の推進

1) 教育現場における男女共同参画の意識づくり
2) 性別にとらわれないキャリア教育※の推進

① 政策・方針決定過程への
参画の推進

1) 審議会などの委員への女性の登用
3) 働く場における女性の活躍推進
2) 女性の人材育成と活用

① 働きやすい職場環境の
整備促進

1) 法・制度の周知と活用
3) 市内事業所への取組促進
2) 相談・研修などの充実
4) 事業主への男女共同参画意識の啓発

② 多様な働き方への支援

1) 多様な働き方への支援
2) 農業従事者への支援

① 地域コミュニティ活動への
参画促進

1) 安全・安心な地域づくりの推進
2) 地域における男女共同参画の推進

② 家庭における男女共同
参画の意識促進 **新規★**

1) 家庭へのコミュニケーション支援

① 性の多様性に関する理解
の促進 **新規★**

1) 性の多様性への理解の促進及び教育の推進

② 性的少数者に寄り添った
支援の推進 **新規★**

1) 性的少数者が暮らしやすいまちづくりの推進

① 男女ともに取り組む子育て

1) 子育てしやすい職場環境づくり
2) よろこびを分かち合う子育てへの支援

② 地域で見守る子育て

1) 仕事と子育ての両立支援

① 介護を支えやすい
まちづくり

1) 介護保険制度の実施
3) 市民の介護への参加
2) 介護相談支援の実施

① リプロダクティブ・
ヘルス／ライツの確立

1) 生涯を通じた心身の健康づくり
3) リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発
2) 健康管理の充実
4) 性に関する教育の充実

② 安定した暮らしへの支援

1) 心身ともに安定した生活支援
2) 困難な状況にある女性への支援 **新規★**

① あらゆる暴力の根絶に
向けた啓発

1) あらゆる暴力の根絶に向けた啓発

① DV被害者への支援

1) DV被害者への支援

① 関係機関との連携

1) 関係機関との連携の推進

① 市役所職員における
男女共同参画意識の高揚

1) 職員への意識改革の推進
3) 職域の拡大
2) 女性職員のエンパワーメント

② 推進体制の整備

1) 計画の推進体制の整備及び進行管理

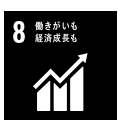
① 関係機関などとの協力・連
携

1) 関係機関などとの協力・連携

第4章

施策の内容

基本目標1 あらゆる分野における多様性の尊重及び男女共同参画の推進



男女共同参画意識を市民一人ひとりに育むため、啓発活動や教育活動に取り組むとともに、意思決定、政策・方針決定過程において、経済活動や地域活動などのあらゆる分野で多種多様な価値観と発想が取り入れられるよう、男女が対等に参画できる環境づくりの推進に取り組みます。

また、職場における男女共同参画の推進、子育て支援の気運の醸成、女性の就労継続や再就職支援に取り組むとともに、男性の働き方の改革などを進め、性別に関わりなく誰もがともにいきいきと働き続けられる職場環境づくりを促進します。

地域活動や防災などの分野においても、積極的に女性の参画を促すなど、さまざまな分野で女性が活躍できる環境づくりを進めます。

さらに、令和4（2022）年3月に策定した「深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例」（以下、「性の多様性に関する条例」という。）に基づき、性の多様性についての理解促進を図ります。

実施計画（1）男女共同参画の意識を育む

【現状と課題】

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について、「同感しない」市民の割合が6割強と前回調査に比べて、約10ポイント増加しており、市民の男女共同参画に対する意識が高まっています。

一方で、中高年の男性や高齢者では、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることから市民一人ひとりの意識変革を進めていくために、あらゆる機会や場面を通じて情報提供や啓発、男女共同参画に関する法制度の周知、学習機会の提供などを行っていくことが必要です。

施策の方針① 男女共同参画意識の高揚

男女共同参画に関する理解が深まるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発活動や情報提供を行います。

取組の方向性 1) あらゆる機会を活用した啓発活動

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	市民が利用しやすい講座体制	子どもを持つ女性が安心して社会参画できるように、参加しやすい講座・講演などを実施する。	人権政策課 各公民館
2	人権の尊重	基本的人権の尊重と男女平等を基本とする人権意識の啓発を行う。	人権政策課
3	メディアにおける男女の人権の尊重	メディアの発信する情報から性別による固定的役割分担や男女の人権について確かな判断能力を身につけられるよう、情報活用能力（メディア・リテラシー）※に関する啓発を図る。	人権政策課 学校教育課
4	男女共同参画週間などに合わせた意識啓発の推進	家庭から地域、職場や政治まで社会のあらゆる分野での、男女共同参画が実現するよう性別・年齢に関わらず、より多くの方に向けた意識啓発を進める。特に、男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間における啓発活動を実施する。	人権政策課

取組の方向性 2) 情報活動の充実

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	市のホームページの活用	市のホームページを活用し、男女共同参画に関するテーマ別の情報活動を充実させる。	人権政策課
2	性別にとらわれない情報紙づくり	市民に身近な広報ふかやなどにおいて、文章や写真の使い方など、性別にとらわれない紙面づくりを進める。また、男女共同参画の実践事例などの情報を充実させる。	人権政策課 秘書課
3	情報の収集・提供と、アンケート調査の実施	男女共同参画に向けた市民活動に活用できる図書・資料の充実を図る。計画の策定及び施策推進の資料とするためのアンケート調査を実施する。	人権政策課

施策の方針② 男女共同参画の視点に立った教育活動の推進

性別にとらわれることなく、子どもを伸び伸びと育てる意識を育むための家庭教育、子育て学習などの機会の充実に取り組みます。

また、学校教育において、発達段階を踏まえ、人権尊重を基盤とした男女共同参画に関する教育を行うとともに、教職員などや保護者への働きかけを行います。

取組の方向性 1) 教育現場における男女共同参画の意識づくり

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	一人ひとりの違いを大切にする教育の推進	男女を問わず、主体的・対話的な学びの実践を通じ、児童・生徒一人ひとりの違い、個性を尊重した教育を行う。また、児童・生徒が他人の人権を尊重し、相手を思いやる意識を持てるような教育を推進する。	人権政策課 学校教育課
2	男女平等意識の啓発・推進	学校の教育活動全体を通じて、男女平等の重要性を理解できるよう、学校内における男女平等意識の啓発・推進を図る。	人権政策課 学校教育課
3	教職員を対象とした社会的性別(ジェンダー)に関する研修の充実	固定的な性別役割分担意識を取り除き、学校生活を通じて子どもが社会的性別(ジェンダー)による差別・偏見に気付き、見直す意識を育むことができるよう、教職員の意識を高めるための研修を実施する。	学校教育課
4	保護者への意識啓発	児童・生徒が自分らしく自立し、性別に関わらず将来に向けた目的意識を持った生き方ができるよう、保護者に向けた社会的性別(ジェンダー)にとらわれない生き方・考え方の啓発を行う。 学校教育への保護者の参画を男女共同参画の視点で進め、家庭や地域と連携を図る。	学校教育課

取組の方向性 2) 性別にとらわれないキャリア教育の推進

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	進路指導の充実	職場体験学習などを通して、男女が互いに尊重し合う生き方・考え方の認識を深め、性別に偏らない幅広い進路選択ができるような指導を行う。	学校教育課

実施計画（２）政策や方針決定過程への男女共同参画の推進

【女性活躍推進計画】

【現状と課題】

市民意識調査によると、政治の場での平等感について、「平等になっていない」の割合が前回調査より増加し、職場の平等感について、「平等になっている」が前回調査とあまり変化がみられない状況であることから、市が率先して審議会などへの女性の選任や、女性職員の職域拡大及び管理職登用に取り組むことが必要です。

事業所意識調査によると、女性管理職が少ない、又は全くいない理由について、「女性自身が管理職になることを希望しないから」「必要な経験・判断力を有する女性がいらないから」が上げられています。また、女性の育成や管理職を増やすための取組について、「何も実施していない」の割合が５割半ばとなっています。

多様な女性のニーズを把握しながら、政策や方針決定過程への参画を選択できるように、事業所に女性の管理職登用及び女性の人材育成に取り組むことの重要性を周知する必要があります。

施策の方針① 政策・方針決定過程への参画の推進

あらゆる分野の意思決定の場において、一方の性に偏らずさまざまな意見を取り入れることができるよう、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進に取り組めます。

本市におけるまちづくり・地域づくりでは、審議会などの委員について、女性の登用に取り組むとともに、女性人材の育成と活用に取り組めます。

また、働く場においても多様な意見が反映されるよう、女性管理職の育成に向けた働きかけを行います。

取組の方向性 1) 審議会などの委員への女性の登用

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	審議会などの委員への女性の登用推進	多様な人材の登用を進めるため、審議会などの委員の選任にあたっては、女性の登用率の目標を 30%とし、登用率の進捗を把握する。 審議会・委員会が一方の性に偏ることなく、男女の視点がともに反映されるように配慮する。	人権政策課 企画課

取組の方向性 2) 女性の人材育成と活用

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	政策・方針決定過程へ参画できる人材の育成支援	審議会などの委員会の運営や各種団体などの活動において、女性の視点が反映されるよう、政策・方針決定過程に積極的に参画できる人材の育成支援を行う。	人権政策課
2	深谷市人材バンクの活用推進	「深谷市人材バンク」制度の充実を図り、今後も活用促進のため周知に努める。	協働推進課

取組の方向性 3) 働く場における女性の活躍推進

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	女性管理職の育成に向けた支援	職場における意思決定の場に女性の視点が反映されるよう、管理職の候補となる女性の育成に事業者が取り組むことができるよう、事業所に対し支援を行う。	人権政策課 商工振興課

実施計画（３）誰もが働きやすいしくみをつくる

【女性活躍推進計画】

【現状と課題】

女性活躍推進法が施行され、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が一層重要となってきました。また、女性が働きやすい環境は、男性にとっても働きやすい環境でもあります。

市民意識調査によると、職場における男女の不平等感は依然として残っています。また、事業所意識調査によると、男女がともに仕事と家庭の両立をしていくために必要な条件について、「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」の割合が４割強となっており、事業所と連携しながら、職場における意識改革や誰もが働きやすい環境づくりに取り組む必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性の就業面に大きな影響を与え、今後デジタル人材の需要が高まる中で、女性のデジタルスキルの向上と就労支援が重要です。

施策の方針① 働きやすい職場環境の整備促進

誰もが自らの希望に応じた働き方を実現することができる働きやすい職場環境の実現を目指し、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性などについて企業への啓発を行います。

取組の方向性 １）法・制度の周知と活用

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	福利厚生制度の活用	勤労者福祉サービスセンターを活用し、中小企業労働者の福利厚生事業の充実を図る。	商工振興課
2	法・制度の周知	働く男女が仕事と育児・介護を両立することができるよう、労働者、事業主などに対して「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などを中心とする男女共同参画に関連する法律などに関する情報の周知に努める。	人権政策課 商工振興課

取組の方向性 2) 相談・研修などの充実

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	労働に関する相談の充実	労働に関する相談への情報提供を図る。	商工振興課
2	男女共同参画の推進に関する相談窓口の充実	「深谷市男女共同参画専門員※」の設置により、職場における男女格差の是正や啓発、また、職場などでの女性の悩みや男女共同参画の推進に関する相談に対応する。	人権政策課
3	学習機会の充実	労働者が仕事に対するストレスの自己管理を行うためのメンタル・ヘルスに配慮した講座や労働者に必要とされる専門的・実践的知識を得るための講座を開催し、学習機会の充実を図る。	人権政策課 商工振興課

取組の方向性 3) 市内事業所への取組促進

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	学習機会の提供	事業所に対する講座の実施などを通じて事業所での男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進を図る。	人権政策課 商工振興課
2	市内事業所での男女共同参画の推進	市内事業所における「深谷市男女共同参画推進員」の設置を促進し、情報の提供や協力体制の強化に努める。	人権政策課
3	職場環境の改善に取り組む事業所への支援	従業員の働き方の見直しなど、事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍の推進に取り組む事業所に対し、深谷市女性活躍等推進事業所認証制度※により支援する。深谷市男女共同参画推進員の設置事業所に対しては、更に認証制度の周知・メリットなどをPRをしながら、申請を促す。	人権政策課

取組の方向性 4) 事業主への男女共同参画意識の啓発

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	ワーク・ライフ・バランスの啓発・促進	仕事と生活の調和のとれた働き方のできる職場環境づくりを目指し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発・周知を図る。	人権政策課 商工振興課
2	事業主への意識啓発	男女ともに労働者の職業能力の向上を計画的に行うよう、事業主に対し、男女共同参画意識の啓発・周知を図る。	人権政策課 商工振興課

施策の方針② 多様な働き方への支援

性別に関わらず、自らの意思で将来の職業を選択し、生きがいを持って働くことができるよう、キャリア教育や意識啓発の推進、起業や再就職など、多様な働き方に向けた支援を行います。

また、デジタル人材の需要が高まる中で、女性のデジタルスキルの向上と就労支援が重要となっており、国の「女性デジタル人材育成プラン※」に基づく取組を推進します。

取組の方向性 1) 多様な働き方への支援

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	職業情報の提供	多様な働き方への支援として、ハローワークと連携し、職業情報を積極的に提供する。	商工振興課
2	就労支援事業の充実	再就職などを希望する男女に対して、講座の開催や就職相談、情報提供の充実を図る。	人権政策課 商工振興課
3	働くことを希望する女性への支援	就職や起業及び在宅ワークを希望する女性に対して、再就職支援やキャリアアップのためのセミナーや講座を開催するなど、働くことを希望する女性を支援する。 国の「女性デジタル人材育成プラン」に基づき、女性のデジタルスキルの向上及び就労支援に取り組む。	人権政策課

取組の方向性 2) 農業従事者への支援

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	農業女性への支援	女性農業者の経営発展、次世代のリーダー育成につなげるため、意識向上を図り、ネットワークづくりの推進を図る。	農業振興課
2	農業経営への支援	農業経営の安定を促進し、男女共同参画意識を持って、いきいきと働くために、農業経営改善計画作成の支援を行う。必要に応じ、家族経営協定※を周知する。	農業振興課

実施計画（４）家庭や地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

近年、毎年のように豪雨災害が発生しています。

災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、避難所における男女のニーズの違いなど、女性と男性、双方の視点に立った安全・安心の確保が重要であることをさまざまな世代に向けて周知していくことが必要です。

一方、市民意識調査によると、家庭における平等感は女性と男性で、「平等になっている」の回答差が約10ポイント近くあり、女性と男性との認識の差が表れています。また「男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと」について「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」の割合が62.1%と最も高くなっています。夫婦（パートナー）間での役割分担などについて話す機会を充実させ、その家庭に応じた男女共同参画を進めていくことが必要となります。

施策の方針① 地域コミュニティ活動への参画促進

市民一人ひとりが地域の安全を市民全体で守るという共通認識を持ち、誰もが安全・安心な生活を送ることができるよう、男女共同参画の視点に立った防災・防犯活動の推進に取り組みます。

また、地域活動の場において男女がともにその責任を分かち合うことができるよう、ボランティア活動の促進や団体への支援に取り組みます。

取組の方向性 １）安全・安心な地域づくりの推進

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	男女共同参画の視点に立った防災意識の向上	女性の視点やニーズを活かした防災体制の整備を進める。	総務防災課
2	自主防災組織の設立推進	市内の自治会単位で結成された、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う自主防災組織の設立を推進する。	総務防災課

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
3	消防団女性分団の活動推進	女性分団の活動を通じて、男女共同参画の視点に立った安全・安心な地域づくりを行う。 女性消防団員の確保に向けた取組を推進する。	消防総務課
4	防犯の分野における男女共同参画の推進	防犯の分野にさまざまな視点やニーズを活かすため、自主防犯活動団体などにおいて、性別に関わらず、多様な人材の参画を促進し、地域の安全基盤づくりに努める。	自治振興課

取組の方向性 2) 地域における男女共同参画の推進

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	ボランティア活動への参加促進	市民活動サポートセンター※を拠点に、ボランティア活動における男女共同参画を促進する。	協働推進課
2	女性活動団体への支援	地域コミュニティ活動などを行う女性活動団体に対し、支援を行う。	人権政策課
3	地域活動への参加促進のための啓発	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、性別に関わらず、あらゆる地域活動に参加できるよう啓発に努める。	人権政策課 自治振興課

施策の方針② 家庭における男女共同参画の意識促進 新規★

男女がともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、夫婦（パートナー）間でのコミュニケーションをよく図り、互いに理解をすることが重要です。このため、ともに責任と役割を分かち合うことのできる家庭づくりに向けて、啓発や学習機会を提供します。

取組の方向性 1) 家庭へのコミュニケーション支援

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	夫婦（パートナー）間のコミュニケーション支援	日々の家事や育児をどのようにシェアし、互いに支え合うのかを確認し合うため、夫婦（パートナー）間でのコミュニケーション促進支援を行う。	人権政策課

実施計画（５）性の多様性を尊重し、誰もが暮らしやすい地域づくり

【現状と課題】

人には、性的指向や性自認などさまざまな性のあり方があります。

本市では、市民一人ひとりが性の多様性を理解し、互いに多様な生き方を認め合うことができる社会を目指して、令和４（２０２２）年３月２３日に「性の多様性に関する条例」を制定しました。同時にこの条例に基づき、性的少数者（ＬＧＢＴＱなど）の人権が尊重され、自分らしく暮らせるための支援の一つとして、「深谷市パートナーシップ宣誓制度※」を開始しています。

市民意識調査によると、「自分が性的少数者（ＬＧＢＴＱ等）であると思う」と回答した人が０．８％となっています。

また、性的少数者という言葉や意味の認知度について、言葉も意味も知っている人が２６．９％、言葉も意味も知らない人が１７．６％となっています。

性の多様性への理解を深めるための啓発や、性的少数者の相談体制の確立など、性のあり方に関わらず、すべての市民が暮らしやすい地域づくりへの取組が求められています。

施策の方針① 性の多様性に関する理解の促進 新規★

市民一人ひとりが性の多様性を理解し、互いに多様な生き方を認め合うことができるよう啓発・教育の機会の充実を図ります。

取組の方向性 １）性の多様性への理解の促進及び教育の推進

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
１	市民及び事業所への啓発及び広報活動	市民や事業所などを対象に、研修会や講座の実施及び市の広報やホームページでの啓発を通して、性の多様性に関する理解促進を図る。	人権政策課

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
2	学校における教育の推進	児童・生徒が、発達段階に応じて、性の多様性を理解し尊重する意識を形成できるよう適切な指導を行う。 教職員の指導力向上のための研修や情報提供を行う。	学校教育課
3	市職員への理解促進	市職員への研修を実施し、性の多様性についての理解促進を図り、多くの職員が「ALL Y※」であることを表明できるようにする。 各職場において「性の多様性への理解を深めるための職員ハンドブック」などを活用し、性的少数者への適切な対応を行う。	人権政策課

施策の方針② 性的少数者に寄り添った支援の推進 新規★

性的少数者が社会生活を送る上での生きづらさの解消につながるよう、深谷市パートナーシップ宣誓制度の充実や相談体制の整備など、当事者に寄り添った支援を行います。

取組の方向性 1) 性的少数者が暮らしやすいまちづくりの推進

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	深谷市パートナーシップ宣誓制度の充実	制度について理解を得るため、広く周知するとともに、宣誓者が利用できる行政サービスの充実を図る。	人権政策課
2	相談体制の整備	多様な性についての悩みや困りごとに関する相談窓口を設け、性的少数者本人だけでなく家族なども相談しやすい体制を整備する。	人権政策課
3	学校における個別支援	性的少数者の児童・生徒の人権尊重を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別対応を行うとともに、関係諸機関などと連携し適切な配慮を行う。	学校教育課
4	行政サービスにおける配慮	行政文書などの性別欄や内容の見直しを行うほか、窓口対応において性的少数者への配慮を行う。	全課

基本目標 1 で目指す数値目標

指標	現状値 (令和4年)	目標値 (令和9年)	数値の出典
男女共同参画に関する講座などの 延べ参加者数	120 人 (見込み)	400 人	市の実績
「男は仕事、女は家庭」という性 別役割分担に同感しない市民の割 合	63.7%	70.0%	市民対象 調査
「社会通念や風潮」において、男 女の地位が平等と感じる市民の割 合	6.8%	20.0%	市民対象 調査
審議会における女性登用率	25.0%	30.0%	市の統計
深谷市男女共同参画推進員を設置 する市内事業所の数	110 事業所	135 事業所	市の実績



基本目標2 地域で支える基盤づくり



女性が生涯を通じてあらゆる分野に参画でき、また安心して子どもを産み育てることができるよう、男女がともに子育てに参画し、身近な地域で子育て支援を受けられる体制づくりの推進に取り組みます。

また、男女がともに仕事と介護の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮することができるよう、地域全体で介護を支える基盤づくりに取り組みます。

更に、男女が互いの身体的な性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりの意識を持つことができるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※に関する意識の浸透に取り組むとともに、障害のある方、ひとり親家庭など、日常生活における自立や社会参画を行う上でさまざまな制約を受けやすい状況にある人が、それぞれの能力を発揮し、安心して暮らすことができる環境を整備します。

実施計画（１）まごころと思いやりの中で子どもを育てる

【現状と課題】

市民意識調査によると、家庭生活（家事・子育て・介護）の考え方について、「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」の割合が希望で５割弱、現実で３割強と理想と現実のギャップがある状況です。

また、今後、職場において男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、女性の活躍を推進するにあたって、市に期待する取組について、「保育施設・保育サービスの充実」の割合が３割半ばとなっています。

このため、共働き世帯が増加している中では、子育てと仕事を両立しやすい環境づくりや、妊娠期から切れ目なく、充実した子育て支援を推進していくことが必要です。

施策の方針① 男女ともに取り組む子育て

男女が相手の立場を理解し、ともに責任を分かち合いながら、育児に参画し、多様なライフスタイルを実現することができるよう、子育てしやすい職場環境づくりに取り組みます。また、男女がともに子育ての喜びを分かち合うきっかけづくりに取り組めます。

取組の方向性 1) 子育てしやすい職場環境づくり

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	法・制度の周知 【再掲】	働く男女が仕事と育児・介護を両立することができるよう、労働者、事業主などに対して「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などを中心とする男女共同参画に関連する法律などに関する情報の周知に努める。	人権政策課 商工振興課
2	ワーク・ライフ・バランスの啓発・促進 【再掲】	仕事と生活の調和のとれた働き方のできる職場環境づくりを目指し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発・周知を図る。	人権政策課 商工振興課

取組の方向性 2) よろこびを分かち合う子育てへの支援

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	マタニティ教室の充実	出産・育児の不安の緩和と、男性と女性がともに育児を行えるよう、男女で参加しやすい教室の充実を図る。	保健センター
2	男女で行う育児についての情報提供の充実	市で発行する子育て関連の冊子などにおいて、男女でともに担う子育てについての情報を提供する。	こども青少年課
3	父親に向けた子育てガイドブックの発行	男性の育児参加を支援するため、妊娠・出産や子育ての基礎知識、ワーク・ライフ・バランスなどを父親の視点で盛り込んだガイドブックを発行する。	人権政策課 こども青少年課
4	男性の子育てへの参画の促進	男性が積極的に子育てに取り組めるよう、男性向けの子育てパンフレットを活用し、子育てへの男性の積極的な参画を促進する。	保健センター こども青少年課 学校教育課
5	男性向けの学習機会の充実	男女共同参画推進のため、男性を対象とした家事講座などを開催し、学習機会の充実を図る。	人権政策課 生涯学習スポーツ振興課 各公民館

施策の方針② 地域で見守る子育て

働くことを希望する女性が出産・子育てを理由に就労継続を断念することなく、安心して子育てと仕事を両立することができるよう、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの充実に努めます。

また、地域で子育て家庭を見守る機運を高めていきます。

取組の方向性 1) 仕事と子育ての両立支援

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	地域子育てネットワークづくりの促進	マタニティ教室、家庭教育学級など、子育てに関わる講座などの出席者のネットワークづくりを促進する。また、各自治会活動の中で、地域で見守りながら行う子育てを支援する。	自治振興課 福祉政策課 保健センター こども青少年課 生涯学習スポーツ振興課
2	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)の実施	親子で遊べる広場、親子の交流促進や情報交換、育児相談など、多方面の子育て支援を継続して実施する。	保育課 教育総務課
3	一時預かり事業の充実	核家族化が進む中、保護者のさまざまなニーズに対応するため、一時預かりの充実を図る。	保育課 教育総務課
4	ファミリーサポートセンター※の充実	男女が仕事と子育てを両立できるよう、育児への支援を必要とする市民と、自らの経験を生かしながら支援できる市民が、子育ての相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業の充実を図る。	こども青少年課
5	放課後児童対策の充実	児童の健全な育成を図るため、教育施設などの活用により学童保育室を整備・充実するとともに、障害のある児童の受入れなど、放課後児童対策の充実を図る。 障害のある児童の生活能力の向上及び社会との交流の促進などを支援するため、放課後等デイサービス※を提供する。	保育課 障害福祉課

実施計画（２）地域全体で介護を支える

【現状と課題】

事業所意識調査によると男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、女性の活躍を推進するにあたって、市に期待する取組について、「高齢者や障害者、看護が必要な人のための施設・介護サービスの充実」が上げられています。

高齢者や高齢者を支える家族が、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境の整備が必要です。

施策の方針① 介護を支えやすいまちづくり

少子高齢化の進行や共働き世帯の増加とともに、介護に直面する家庭の増加が見込まれる中、介護保険制度の実施や相談支援の実施に取り組みます。

取組の方向性 １）介護保険制度の実施

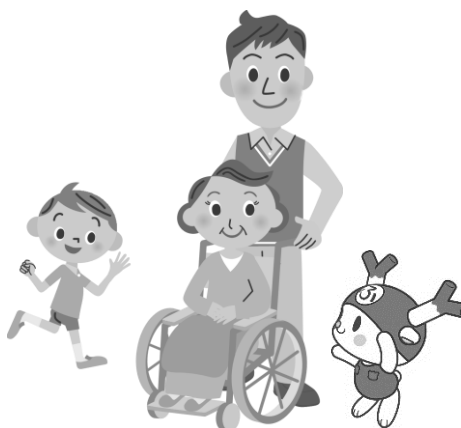
No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	介護への支援	介護保険の適切な実施とともに、自立した生活を確保するための介護予防を支援し、介護の負担軽減を図る。	長寿福祉課
2	高齢者向け福祉サービスの充実	各種の援助制度や福祉サービスに関する制度の充実を図る。	長寿福祉課

取組の方向性 ２）介護相談支援の実施

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	介護に関する相談支援	高齢者の広範囲な相談に総合的に対応するため、地域包括支援センター※と連携を図りながら相談支援を実施する。	長寿福祉課

取組の方向性 3) 市民の介護への参加

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	市民の介護への参加	地域で高齢者を支援する体制の整備に努めるとともに、市民への周知を図る。	長寿福祉課
2	男女がともに支える介護の推進	男性と女性がともに介護を担うことができるよう、介護保険制度を活用し、家族介護への男性の参画を促す。	人権政策課 長寿福祉課
3	介護支援事業の充実	介護を行っている人などを対象として、介護に関する教室を実施する。	長寿福祉課



実施計画（３）生涯を通じて誰もが健康で安定した暮らしをおくる

【現状と課題】

男女が互いの身体的な性差を十分に理解し、互いに思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会実現の前提条件です。特に女性は、妊娠や出産など、生涯を通じて男性と異なる身体の変化や病気に直面することもあることから、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点から支援が必要となります。

また、国は、長引くコロナ禍により、経済的に困窮した若い女性の妊娠に関する相談や、経済的支援の検討の必要性から「支援のあり方に関する検討会」を実施しています。女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑・多様化したことで浮き彫りとなった、居場所のない女性たちへの支援が課題となっています。

施策の方針① リプロダクティブ・ヘルス／ライツの確立

男女がともに自らの身体について正しく理解し、情報を持ち、生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を図ります。特に女性は、妊娠や出産の可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意した取組を行います。

また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方の普及・浸透など、男女が互いの性を尊重するための啓発及び教育を行います。

取組の方向性 １）生涯を通じた心身の健康づくり

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	健康教育の充実	健康増進・生活習慣病予防など、健康や疾病などに関する正しい知識の普及のための健康教育を充実し、ライフスタイルに応じた健康づくり支援や食育推進を官民協働の取組で実施する。	保健センター

取組の方向性 2) 健康管理の充実

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	健康相談の実施	健康増進、疾病予防及び健康管理などのため、健康相談を実施する。	保健センター
2	こころの健康相談の実施	こころの健康に悩んでいる方やその家族の医療・保健・福祉に関する相談を実施する。	障害福祉課 保健センター
3	ライフステージに応じた身体状況への理解	更年期などに起こる身体の変化について、知識を普及するため、各種健康教育などを実施する。	保健センター

取組の方向性 3) リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知	妊娠や出産において自己決定する女性の権利について、広報ふかやなどにより啓発に努める。	人権政策課

取組の方向性 4) 性に関する教育の充実

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	相互の性を尊重する教育の実施	学校教育において男女が互いの性を尊重し、自分の存在を大切に思えるよう、助産師などによる出前講座などを活用した性教育の実施を進める。	保健センター 学校教育課

施策の方針② 安定した暮らしへの支援

【取組の方向性】

ひとり親家庭や障害のある方など、日常生活における自立や社会参画をする上でさまざまな制約を受けやすい状況にある人が、生涯を通じて、身近な地域で安心して生活できるよう、相談や各種支援サービスなどの環境整備に取り組みます。また、さまざまな困難を抱える人々が、安心して暮らせる男女共同参画の視点に立った支援体制の構築に努めます。

取組の方向性 1) 心身ともに安定した生活支援

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	ひとり親家庭などへの支援	ひとり親家庭などの生活の安定のため、経済的支援を行う。	こども青少年課
2	障害のある方に対する相談体制及び福祉サービスの充実	障害のある方の日常生活、社会参加及び就労などを支援する相談体制並びに福祉サービスの充実を図る。	障害福祉課

取組の方向性 2) 困難な状況にある女性への支援 新規★

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	困難な状況にある女性への支援体制の構築	社会生活を営む上で困難を抱える女性への支援体制を構築する。	人権政策課 福祉政策課 生活福祉課
2	福祉の各分野を横断的につなぐ総合相談体制の構築	複雑・多様化する福祉課題に対して対応できるよう、福祉の各分野を横断的につなぐ総合相談窓口の設置を目指す。	福祉政策課

基本目標2で目指す数値目標

指標	現状値 (令和4年)	目標値 (令和9年)	数値の出典
男女共同参画に関する言葉の認知度として、「ワーク・ライフ・バランス」の内容を知っている市民の割合	33.3%	50.0%	市民対象調査
自分の子育ての関わりが「十分である」男性の割合	41.8%	60.0%	市民対象調査
両親など家族の介護を理由に、「自分（回答者自身）が仕事を辞めた」割合	4.7%	0.0%	市民対象調査



基本目標3 配偶者等からの暴力の根絶【DV防止基本計画】



配偶者（事実婚、元配偶者を含む）からの暴力（＝DV）や交際相手などからの暴力（＝デートDV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、また、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。

DVは、外部から発見困難な家庭内などで行われることが多く、また、被害者本人からの訴えが基本であるため、相談窓口の支援につながらず、問題が潜在化しやすい傾向にあります。

こうした配偶者などからのあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力をなくすための意識啓発、関係機関との情報交換や連携体制を強化し、被害者に対する支援や相談の充実を図ります。

実施計画（1）あらゆる暴力の根絶に向けた啓発

【現状と課題】

あらゆる暴力の根絶に向け、市民一人ひとりが正しい理解を深めていくことが求められています。

市民意識調査によると、DVに対する認識について、すべての項目で「どんな場合でも暴力にあたる」の割合が最も高く、前回調査と比較するとすべての項目で5ポイント以上増加し、市民のDVに対する認識は向上しています。

DVだけではなく、デートDVやセクシュアル・ハラスメント※など、暴力に対する正しい知識の普及が今後必要であり、「いかなる暴力も絶対に許さない」という意識の確立が求められます。

施策の方針① あらゆる暴力の根絶に向けた啓発

市民一人ひとりが「DVは犯罪である」という問題意識を持つことができるよう、身体的暴力・精神的暴力・経済的暴力・社会的暴力・性的暴力・子どもを巻き込んだ暴力といった、あらゆる暴力の根絶に向け、継続的に啓発事業を実施します。

取組の方向性 1) あらゆる暴力の根絶に向けた啓発

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	DV根絶に向けた啓発活動の推進	DVは犯罪であり、決して許されないものであるとの認識を広めるために、啓発活動を推進する。	人権政策課
2	デートDV防止のための啓発活動の推進	デートDV防止に向けて情報の提供を行い、啓発活動を推進する。	人権政策課 学校教育課
3	セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという意識が浸透するよう啓発活動を推進する。	人権政策課
4	セクシュアル・ハラスメント防止などに関する要綱の周知と徹底	学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関する要綱について周知・徹底に努める。	学校教育課
5	DV防止に関する法制度の周知	DV防止法及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の趣旨など、DV防止施策に関する情報の周知に努める。	人権政策課

実施計画（２）ＤＶ被害者のための支援の充実

【現状と課題】

市では、平成31（2019）年4月「深谷市配偶者暴力相談支援センター※」を設置し、ＤＶ被害者からの相談や自立支援に必要な情報提供を行っています。

市民意識調査によると、ＤＶ被害者のうち、受けた行為について誰かに打ち明けたり、相談したかについて、「相談しようとは思わなかった」の割合が５割半ばとなっており、相談機関の周知と相談しやすい環境の整備を図っていく必要があります。

また、状況が複雑・多様化する中でも、適切な対応ができるよう、相談員のスキル確保を図るとともに、関係機関とネットワークを強化していく必要があります。

施策の方針① ＤＶ被害者への支援

ＤＶに関する正しい理解の促進を図るとともに、被害者の早期発見、早期対応につなげるため、「深谷市配偶者暴力相談支援センター」の周知に努めます。併せて、相談員の知識・技術の向上に努め、被害者の自立に関する支援を行います。

取組の方向性 １）ＤＶ被害者への支援

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	深谷市配偶者暴力相談支援センターの運営	相談から保護・自立支援までの各種支援の窓口として行政手続きなどに対応する深谷市配偶者暴力相談支援センターの適切な運営に努める。	人権政策課
2	相談員の資質向上	複雑・多様化する相談内容に対応し、適切な処置とアドバイスに努める。セクシュアル・ハラスメントやＤＶなどの相談に対応できるよう、深谷市男女共同参画専門員を配置する。	人権政策課 自治振興課

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
3	二次被害※の防止	庁内における相談窓口や被害者支援を行う機関が、共通認識のもと、被害者に関する適切な情報共有を行うなど、二次被害の防止に努める。	人権政策課 市民課 保険年金課 生活福祉課 障害福祉課 長寿福祉課 保健センター こども青少年課 学校教育課
4	緊急保護体制の推進	関係機関と連携・協力関係を保ち、被害者の安全確保の支援を行う。	人権政策課
5	同伴する子どもの安全確保	DV被害者が同伴する子どもに対し、安全の確保及び適切なケアを行うことができるよう、関係機関との連携を行う。	人権政策課 こども青少年課
6	自立に関する支援の充実	被害者が自立できるよう、さまざまな支援を行う。	人権政策課 市民課 保険年金課 生活福祉課 障害福祉課 長寿福祉課 保健センター こども青少年課



実施計画（３）関係機関との連携強化

【現状と課題】

DV被害者の早期発見や自立支援に向けては、地域住民などによる発見機能を強化するとともに、被害から回復するための取組の推進と的確な対応を行うため、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応することが必要です。

施策の方針① 関係機関との連携

DVは、外部から発見困難な家庭内などで行われることが多いことから、地域において早期に発見し、適切な支援機関につなげることができるよう、関係機関との連携強化を図ります。

取組の方向性 １）関係機関との連携の推進

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	早期発見への取組の推進	DV被害の早期発見に向けて、関係機関、団体への意識啓発を行う。	人権政策課
2	関係機関、団体などの連携の強化	DVなど暴力被害者への早急な対応を図るため、関係課で構成する「深谷市DV対策庁内連絡会議※」、「深谷市虐待防止ネットワーク会議※」などにより、一体的な支援ができる体制を強化するとともに、外部関係機関との連携を強化する。また、児童・高齢者・障害のある人への虐待などについても、支援体制の整備、関係機関の連携強化を図る。	人権政策課 障害福祉課 長寿福祉課 保健センター こども青少年課

基本目標３で目指す数値目標

指標	現状値 (令和４年)	目標値 (令和９年)	数値の出典
夫婦（パートナー）間における 「電話・メール等の細かい監視」 「生活費を渡さない」などの行為 がDVであると認識している市民 の割合	80.0%	85.0%	市民対象 調査
DV被害にあった人のうち、「相談 できなかった」人の割合	15.4%	0.0%	市民対象 調査



基本目標4 男女共同参画の推進体制の強化



本計画の実効性の確保に向けては、PDCAサイクル（Plan、Do、Check、Action）の視点に基づく進行管理が重要となります。各施策の達成度や各事業の進捗状況の把握や、施策の推進における課題などを明確にするなど、より効果的な計画の推進に努めます。

また、各主体が男女共同参画社会の実現に向けた共通の認識を持ち、さまざまな立場から取組を展開することができるよう、行政、事業者、市民など、各主体の連携強化に取り組むとともに、国際的な動向を含む国・県との情報共有・提供に努めます。

実施計画（1）男女共同参画推進体制の充実・強化

【現状と課題】

市では、平成30（2018）年に「第3次深谷市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に関するさまざまな施策・事業を展開してきました。

計画の進捗状況を年度ごとに把握し、各事業のより実効性のある推進を図るとともに、評価・見直しを行う評価システムを取り入れています。

これらの推進体制を活用して、市の各部署が男女共同参画の視点を持ちながら事業を行い、市全体の取組として、男女共同参画を推進していく必要があります。

計画に掲げる施策を実現していくためには、全体で制度をより有効に機能させるほか、日常業務の中での職員一人ひとりの意識改革も重要です。

施策の方針① 市役所職員における男女共同参画意識の高揚

市役所職員が男女共同参画の重要性を理解し、その推進に取り組むよう意識啓発に努めます。また、私生活の充実について職員の意識を高めることにより、自らのワーク・ライフ・バランスを実現させ、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できる職場環境づくりに努めます。

取組の方向性 1) 職員への意識改革の推進

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	自己申告の実施	性別に関わらず、本人の希望を配置、登用、研修などに反映させるため自己申告を実施する。	人事課 消防総務課
2	旧姓使用取扱制度の周知	職員が互いの個性を尊重し、能力を発揮できる職場環境づくりを推進するため、旧姓使用取扱制度について周知する。	人事課 消防総務課 教育総務課 学校教育課
3	各種ハラスメント防止	職員の利益の保護及び職務能率の向上を図るため、各種ハラスメントの防止などに関する制度について職員に周知し、ハラスメントのない職場環境づくりを推進する。	人事課 消防総務課 教育総務課 学校教育課
4	男性職員への育児・介護休業の周知	「深谷市次世代育成支援及び女性活躍の推進に関する特定事業主行動計画※」に基づき、男性職員に対し育児・介護休業について周知し、制度についての理解度を深める。	人事課 消防総務課 教育総務課 学校教育課
5	職員に対する意識啓発の推進	職員に対し、男女共同参画意識を定着させるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現ができるよう、研修などを通じた意識啓発を行う。	人権政策課 人事課

取組の方向性 2) 女性職員のエンパワーメント※

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	派遣研修への女性の参加促進	長期にわたる研修に積極的に参加しやすい職場環境づくりを推進する。	人事課 消防総務課 教育総務課 学校教育課
2	昇任試験の受験促進	性別に関わらず受験しやすい環境づくりを促進する。	人事課 消防総務課 学校教育課
3	女性職員の活躍の推進	女性管理職による女性職員を対象とした研修を実施するなど、女性の活躍の機会の充実に努める。	人事課

取組の方向性 3) 職域の拡大

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	男女共同参画の視点に立った職員の採用・配置	職員の採用・配置・育成において、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない職域の拡大を進める。	人事課 消防総務課 教育総務課 学校教育課

施策の方針② 推進体制の整備

本計画を効果的かつ実効性のあるものとするため、各施策の達成度や各事業の進捗状況を定期的に評価し、施策の推進における課題などを明らかにするPDCAサイクル（Plan、Do、Check、Action）の視点に基づく体制の整備に取り組めます。

取組の方向性 1) 計画の推進体制の整備及び進行管理

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	推進体制の整備	市民有識者による「深谷市男女共同参画会議」での客観的な施策評価のもと、職員による「深谷市男女共同参画推進委員会」において各課との連携を図りながら、総合的に施策を推進する。	人権政策課
2	施策の進行管理	「第2次深谷市総合計画」と整合性を図り、総合的な視点から各種施策の進行管理を行う。計画の推進状況を客観的に評価するため、定期的に調査を行う。	人権政策課



実施計画（２）関係機関などとの協力・連携

【現状と課題】

男女共同参画の推進は、さまざまな分野にわたる関係機関との協力・連携が必要です。地域の課題解決にあたっては、市民はもとより、地域団体、大学や企業、NPOなど、多様な主体との連携や協働が不可欠です。

各関係機関などに、男女共同参画の目的や理念を周知・啓発し、各主体との協働による充実した事業展開を進めていく必要があります。

施策の方針① 関係機関などとの協力・連携

本計画の効果的な推進に向け、国や県の計画や方針との整合に配慮するとともに、行政、事業者、市民など、一人ひとりがそれぞれの立場で本計画の目的や理念を理解し、主体的な取組を展開することができるよう、関係機関などの連携強化に努めます。

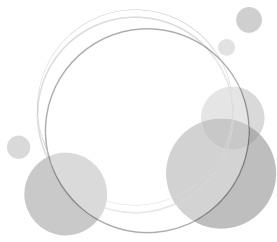
取組の方向性 １）関係機関などとの協力・連携

No.	施策項目	施策の内容	推進担当課
1	国・県など関係機関との協力・連携	国や県、近隣市町など関係機関からの情報収集などに努め、相互に協力し、連携を強化する。	人権政策課
2	市民・企業などとの連携	市民・企業・団体などとの連携により、積極的に男女共同参画に関する各施策の推進を図る。	人権政策課
3	関係機関などとの連携による効果的な事業の実施	県や関係機関、大学など、それぞれが実施する男女共同参画に関する各種事業や講座を、共催や講師派遣交流などにより、効果的に実施する体制を強化する。	人権政策課

基本目標4で目指す数値目標

指標	現状値 (令和4年)	目標値 (令和9年)	数値の出典
課長級以上の市職員における女性 職員の割合	7.0%	16.0%	市の実績





参考資料

1 男女共同参画をめぐる動き

(1) 国際的な動向

- ・昭和50（1975）年、性差別撤廃に向けた世界的な取組を進めるため、この年を「国際婦人年」とすることが国連総会で決議され、同年、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」にて、「平等、開発、平和」を目標としたガイドライン「世界行動計画」を採択。
- ・昭和54（1979）年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約※」を採択し、日本も昭和60（1985）年に批准。
- ・平成5（1993）年の「世界人権会議」で、女性の権利は人権であることを宣言。
- ・平成7（1995）年に中国北京で開かれた「第4回世界女性会議」では「北京宣言及び行動綱領」を採択。この「行動綱領」は、女性のエンパワーメントや女性に対する暴力の根絶について言及されたもので、平成12（2000）年までの5年間に取り組むべき12の重大問題領域（貧困、教育と訓練、健康、暴力など）を設定。
- ・平成12（2000）年、国連特別総会（女性2000年会議）がニューヨークで開催され、北京会議で採択された行動綱領の各国等の実施状況の検証と更なる戦略について討議し、今後各国政府等のとるべき行動目標が「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ※」（成果文書）として採択。
その後も5年の節目ごとに、これまでの取組状況の見直しやフォローアップを実施。
- ・平成27（2015）年、国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で、17のゴール（目標）のひとつに「ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられ、女性の地位向上と参画の早期実現の重要性を世界的に認識。

(2) 国の動向

- ・平成11(1999)年6月、「男女共同参画社会基本法」制定。
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、我が国の社会を決定する最重要課題として位置付けた。
- ・平成12(2000)年、「男女共同参画基本計画」策定。
- ・平成13(2001)年、「DV防止法」が成立し、平成14(2002)年4月から全面施行。
- ・平成15(2003)年には、子どもたちの健やかな誕生と育成環境の整備に向け、「次世代育成支援対策推進法」を施行し、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備などの取組を実施。
- ・平成17(2005)年、「第2次男女共同参画基本計画」策定。
- ・平成22(2010)年、「第3次男女共同参画基本計画」策定。
「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点が強調され、ポジティブ・アクション※(積極的改善措置)をはじめとする取組を実施。
- ・平成24(2012)年、女性の活躍における経済活性化を推進する関係閣僚会議において、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～」を策定。
- ・平成25(2013)年7月、「ストーカー行為等の規制等に関する法律※」が改正され、被害者から拒まれたにも関わらず、連続して電子メールを送信する行為が新たに法の規制対象とされ、同年10月に施行。また、同時期、「DV防止法」が改正され、それまで適用対象外であった「生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者」を法の適用対象として、平成26(2014)年1月に施行。
- ・平成26(2014)年11月、リベンジポルノ※に罰則を設ける「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ法)」が成立。
- ・平成27(2015)年、女性の採用・登用・能力開発などのための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性活躍推進法」が成立。
- ・平成27(2015)年12月、「第4次男女共同参画基本計画」策定。
- ・平成30(2018)年、政治分野における男女共同参画推進法が議員立法で成立し、基本原則として国会議員の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指し、各主体における取組を開始。
- ・令和元(2019)年、女性活躍推進法等の一部改正により、ハラスメント防止などの取組を強化。

・令和2（2020）年12月、「第5次男女共同参画基本計画」策定。目指すべき「4つの社会」を提唱。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会。

（3）埼玉県の動向

・平成12（2000）年、女性の国際的な連携を考える機会として、「彩の国国際フォーラム2000」を開催。同年4月には全国に先駆けて、「男女共同参画推進条例」を施行。

・平成24（2012）年7月、「埼玉県男女共同参画基本計画」策定。

・平成29（2017）年3月、同年度を初年度とする新たな「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定。基本目標の一つ「経済社会における女性の活躍が更に広がる」を「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画として位置付けるとともに、「埼玉県版ウーマノミクスプロジェクト※」を展開し、働く場における女性の活躍推進活動を重点的に実施。

・平成29（2017）年、配偶者等からの暴力防止について、市町村の取組に対する支援を充実し、県全体の暴力防止対策を推進するため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」を策定。

・令和4（2022）年に「埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）」を策定。男女共同参画社会の実現に向け、以下4つの目指す姿を提唱。

- ①あらゆる分野における男女共同参画
- ②経済社会における女性活躍の拡大
- ③誰もが安全・安心に暮らせる社会
- ④男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う。

(4) 本市の動向

- ・平成21（2009）年、「深谷市男女共同参画プラン」を策定。
- ・平成24（2012）年、「第2次深谷市男女共同参画プラン」を策定。
DV防止法第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」として位置付け、新たな課題や社会潮流に対応した、男女共同参画の推進に関するさまざまな施策・事業を展開。
- ・平成27（2015）年、本市における男女共同参画の更なる推進に向けて、市、市民、事業者等の責務を明確化し、その取組を総合的かつ計画的に推進するため、「深谷市男女共同参画推進条例」を制定。
- ・平成30（2018）年、「第3次深谷市男女共同参画プラン」を策定。
第2次深谷市男女共同参画プラン同様、DV防止基本計画に位置付けるとともに、女性活躍推進法第6条の2に規定される「市町村推進計画」として位置付けた計画。
- ・平成31（2019）年4月、DV防止法第3条項に基づき、「深谷市配偶者暴力相談支援センター」を設置。増加するDV被害者に対して、相談から自立支援、法的関与など総合的な支援を実施。
- ・令和4（2022）年3月、市民一人ひとりが性の多様性について理解し、互いに多様な生き方を認め合うことができるよう、社会全体で取り組むため、「性の多様性に関する条例」を制定。
条例制定と同時に、性的少数者に対する支援の一つとして、「深谷市パートナーシップ宣誓制度」を開始。

2 アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、市民及び市内事業主における男女共同参画に関する意識や実態、要望などの情報を整理・分析し、課題を明らかにするとともに、計画の方向性などの検討に向けた策定の基礎資料とするため実施しました。

	市民対象調査	事業主対象調査
調査地域	深谷市全域	深谷市全域
調査対象者	18歳以上の男女2,000人	市内の1,000事業所
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出	国税庁が公表している法人から無作為抽出
調査期間	令和4年5月31日(火) ～6月20日(月)	令和4年5月31日(火) ～6月20日(月)
調査方法	郵送配布・郵送回収・WEB回答	郵送配布・郵送回収・WEB回答
回収結果	有効回収数765件 (回収率38.3%)	有効回収数262件 (回収率26.2%)

3 関係法令など

(1) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和60(1985)年批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。）の間に相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国

の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確

保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でつかいかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の

役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
 - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
 - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配

偶者双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の

専門家を任命する。

- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

(2) 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日施行
(平成11年法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを

いう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があった

ときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社

会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

〔後略〕

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日号外法律第64号)

最終改正：令和4年10月1日号外法律第12号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勧案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勧案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勧案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組

の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事せようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）

は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項

において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の

規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十

七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況につ

いて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定
公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二
条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定
令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

（４）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ―

（平成13年法律第31号）

最終改正：令和4年6月17日法律第68号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第一百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本

部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生

命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的^{しゅうち}羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項

第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があっ

たときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算

して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状

況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第

十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当

該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日。

(5) 埼玉県男女共同参画推進条例

(平成12年埼玉県条例第12号)

個人の尊重と法の下の平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及

び県民と連携して取り組むものとする。

- 3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

（県民の責務）

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

（県の施策）

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差は正措置が講ぜられるように努めること。
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差は正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

- 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

（埼玉県男女共同参画審議会）

第10条 埼玉県男女共同参画審議会（第12条第3項において「審議会」という。）は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

（総合的な拠点施設の設置）

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

（基本計画の策定）

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（苦情の処理）

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附則この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、
第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

(6) 深谷市男女共同参画推進条例

平成26年9月30日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が協力及び連携をして男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等から受ける精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等な立場で参画することができること。
- (5) 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行われること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを十分理解し、国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条の基本理念（次条及び第6条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者と協力し、及び連携するとともに、男女共同参画の推進に関する活動への支援、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たり、仕事と家庭生活が両立できるよう職場環境の整備に努めなければならない。

（教育の場における男女共同参画の推進）

第7条 何人も、家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

（性別に起因する権利侵害の禁止）

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する権利侵害を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第9条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担等及びセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する権利侵害を助長し、及び連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

（市の施策）

第10条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

（1） あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力及び連携をして、積極的改善措置が講ぜられるよう努めること。

（2） 学校教育その他のあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進するための措置を講ずるよう努めること。

（3） 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めること。

（4） 男女が共に家庭生活における活動及び社会生活における活動を両立することができるよう、必要な支援を行うよう努めること。

（5） セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する権利侵害に当たる行為の防止に努め、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うよう努めること。

（6） 男女共同参画の推進に関する情報収集及び調査研究を行うこと。

（7） 市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報その他の啓発活動の充実に努めること。

（8） 男女共同参画の推進に寄与する人材を育成し、及びその積極的な活用に努めること。

（基本計画）

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、深谷市男女共同参画会議条例（平成18年深谷市条例第11号）第1条に規定する深谷市男女共同参画会議（第13条第3項において「男女共同参画会議」という。）に意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（推進体制の整備）

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

（相談及び苦情への対応）

第13条 市長は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する人権侵害に関し、市民及び事業者から相談の申出を受けた場合は、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、男女共同参画会議に意見を聴くことができる。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(7) 深谷市男女共同参画会議条例

平成18年1月1日条例第11号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査し、及び審議するため、深谷市男女共同参画会議（以下「男女共同参画会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 男女共同参画会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係団体の代表者

(3) 公募による市民

3 前項第2号及び第3号により委嘱された委員が、委嘱された時の要件を欠くに至ったときは、その委員は退職するものとする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 男女共同参画会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 男女共同参画会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 男女共同参画会議の庶務は、男女共同参画に関する事務を所掌する部署において処理する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成22年12月21日条例第32号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(8) 深谷市男女共同参画会議委員名簿 _____。

(任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日)

令和4年4月現在

		氏名	活動分野・職業	備考
1	委員	大沢 貴代美	深谷市立深谷西小学校教頭	識見を有する方
2	〃	小西 克享	埼玉工業大学理事	〃
3	〃	市原 千里	東都大学教授	〃
4	〃	吉澤 正則	熊谷人権擁護委員協議会深谷部会	〃
5	〃	飯野 美枝子	深谷市子どもサポート市民会議	関係団体の代表者
6	〃	松本 道雄	深谷市自治会連合会	〃
7	〃	南 初枝	深谷市連合婦人会	〃
8	〃	谷部 憲司	深谷工業連絡会	〃
9	〃	竹田 恭子	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ埼玉北部	〃
10	〃	我妻 良一	深谷市民生委員・児童委員協議会	〃
11	〃	萩原 徹也	深谷商工会議所	〃
12	〃	布施 淳一郎	深谷青年会議所	〃
13	〃	田村 典子	公募	公募
14	〃	田口 夏子	公募	〃
15	〃	上野 一美	公募	〃

(9) 深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例

令和4年3月23日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民の人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。
- (2) 性自認 自己の性別についての認識のことをいう。
- (3) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 市内において学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進は、全ての市民が個人として尊重され、性的指向又は性自認による差別的な取扱いを受けることなく、その個性及び能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択できることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するように努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、職場環境及び事業活動において、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

第7条 教育に携わる者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 教育に携わる者は、教育の場において、性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する意識の形成に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(権利侵害の禁止)

第8条 何人も、性的指向又は性自認の公表に関して、本人に対し強制し、又は禁止してはならない。

2 何人も、本人の意に反して性的指向又は性自認を公表してはならない。

(市の施策)

第9条 市は、性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関して、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 性的指向及び性自認の多様性に関する市民及び事業者の理解を深めるために必要な啓発及び広報活動を行うこと。
- (2) 性的指向及び性自認の多様性に関する教育を推進すること。

(3) 性的指向及び性自認の多様性に関する相談に的確に応じること。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(10) 深谷市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成18年1月1日訓令第9号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指した施策について関係課との相互連絡調整及び総合的な推進を図るため、本市に深谷市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策について関係各課との連絡調整に関すること。
- (3) その他必要と認められること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、男女共同参画の推進に関する事務を所掌する部署の長をもって充てる。
- 3 委員は25人以内として、市職員の中から市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要と認める場合又は委員から要求があった場合に招集し、委員長は、委員会の議長となる。

(事案の説明)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係ある職員の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、会議における審議の経過及び結果を整理の上、記録するとともに速やかに市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、男女共同参画の推進に関する事務を所掌する部署において処理する。

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日訓令第22号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日訓令第8号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

4 用語集

行	用語	説明
あ	A L L Y (アライ)	英語で「同盟」や「味方」を表す言葉で、L G B T Qを理解し、支援したいと思う人を指す。
	アンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み)	自分自身では気づいていない「無意識の偏ったモノの見方」のこと。 「無意識の思い込み」とは、例えば「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識に同感していなくとも、「親が単身赴任中」と聞いて、父親を想像したり、「仕事と家庭の両立」と聞いて、女性が担うものと考えてしまうなど、その人の過去の経験や知識などにより、性差に関し無意識に何気ない発言や行動として現れること。
	イニシアティブ	率先、構想、戦略などの意味の言葉。
	S D G s	エスディージーズ。Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。 17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
	L G B T Q	セクシュアルマイノリティ (性的少数者) を表す言葉で、性的指向や性自認を意味する英語の頭文字をとって作られた。Lesbian (レズビアン) は同性を恋愛の対象とする女性、Gay (ゲイ) は同性を恋愛の対象とする男性、Bisexual (バイセクシュアル) は同性も異性も恋愛対象となりうる人、Transgender (トランスジェンダー) はからだの性ところの性が異なる人、Questioning (クエスチョニング) 又は Queer (クイア) は性的指向や性自認が定まっていない人を意味する。
	エンパワーメント	能力や権限を与えるという意味の言葉。女性のエンパワーメントとは、男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。
か	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。
	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。
	高齢化率	総人口に占める 65 歳以上人口の割合
	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を表す。

行	用語	説明
か	固定的な性別役割 分担意識	男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。
さ	埼玉県版ウーマノ ミクスプロジェクト	女性がいきいきと夢を持って活躍することができるよう就業や起業による社会進出を進め、得た収入を消費や投資に使い、それが地域経済の活性化につながり、更なる雇用の拡大を促すといった好循環を生み出していくこと。 (ウーマノミクスはウーマン (Women) + エコノミクス (Economics) の造語)
	市民活動サポート センター	NPO法人やボランティアなどの公益的な活動をしたり、これから始めようと考えているかたのためのさまざまなサポートを行う拠点。(深谷市社会福祉協議会内)
	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス /sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。
	情報活用能力(メ ディア・リテラシ ー)	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信すること。
	女性活躍推進法 =女性の職業生活 における活躍の推 進に関する法律	自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした法律。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置などを定めている。10年間の時限立法。 ※平成 27 (2015) 年 9 月 4 日公布・同日施行 (一部平成 28 (2016) 年 4 月 1 日施行)
	女性デジタル人材 育成プラン	国の男女共同参画会議(令和 4 (2022) 年 4 月 26 日)において、コロナ禍における女性の就労支援、女性の経済的自立、デジタル分野におけるジェンダーギャップの解消などを目的として策定された計画。 コロナ禍で厳しい状況にある女性の就業獲得や所得向上に向けて、「就労に直結するデジタルスキルを身に着けた女性デジタル人材育成の加速化」を目標に掲げ、特に女性を対象とした取組を積極的に実施することとしている。
	女子に対するあらゆる形態の差別の 撤廃に関する条約	昭和 54 (1979) 年に国連総会で日本を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 (1981) 年に発効。日本は、昭和 60 (1985) 年に批准。女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係などあらゆる分野での男女の平等を規定した条約。

行	用語	説明
さ	ストーカー行為等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法)	つきまとい・待ち伏せ・押しかけ、監視していると告げる行為、面会や交際の要求、乱暴な言動、無言電話、連続した電話・ファクシミリ・電子メール、汚物などの送付、名誉を傷つける、性的羞恥心の侵害等の行為を「つきまとい等」と規定し、必要な規制を定めた法律。 ※平成 12 (2000) 年 11 月 24 日施行
	生産年齢人口	一般的に 15 歳以上 65 歳未満の人口をいう。
	性自認 (こころの性)	自分の性をどのように認識しているのか、しないのか、自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。
	性的指向 (好きになる性)	恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。
	性的少数者	セクシュアルマイノリティともいう。LGBTQ など、性的指向、性自認などの性の領域に関して社会的に少数派のこと。
	性の多様性 (性的指向及び性自認の多様性)	性のあり方には、「からだの性(戸籍の性)」、「こころの性(性自認)」「好きになる性(性的指向)」「性表現(表現する性)」の4つの要素があるとされており、その組み合わせが多様であること。
	セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動により、相手に不快感を与えることや、相手の生活環境を害する行為をいう。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真などの掲示など、さまざまな態様のものが含まれる。
た	男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。
	地域包括支援センター	高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな相談等の窓口として、地域の高齢者への総合的な支援をする役割を担う中核的機関。
	DV防止法 =配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援など等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。 ※平成 13 (2001) 年 10 月 13 日施行
な	二次被害	相談員や関係窓口職員などからの被害者に対する不適切な対応によって、被害者が更に傷つくこと。

行	用語	説明
は	ファミリーサポートセンター	「子育ての手助けをしてほしいかた（依頼会員）」と「子育ての応援をしたいかた（協力会員）」がファミリーサポートセンターの会員になり、保育施設の開始時間前や終了後の子どもの預かり、保育施設までの子どもの送迎など、育児に関する相互援助活動を行うシステムのこと。
	深谷市虐待防止ネットワーク会議	深谷市虐待防止ネットワーク会議要綱に基づき、関係機関、関係団体などが情報の共有化及び連携強化に努め、要支援児童等及び要保護児童の早期発見、適切な保護及び支援並びに児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待及び配偶者等からの暴力等の早期発見及び防止並びに当該被害者の適切な保護及び支援を行うため設置した会議。
	深谷市女性活躍等推進事業所認証制度	「深谷市女性活躍等推進事業所認証制度実施要綱」に基づき、女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援など、職場における男女共同参画を推進している市内事業所等を、深谷市が「深谷市女性活躍等推進事業所」として認証する制度。
	深谷市次世代育成支援及び女性活躍の推進に関する特定事業主行動計画	「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」において、それぞれの法に定める目的を達成するため、一定規模以上の民間事業主にあつては、「一般事業主行動計画」を、国や地方公共団体にあつては、「特定事業主行動計画」を策定し、具体的な目標や取組を位置付けることとされている。深谷市では、令和3年に、平成27（2015）年に策定した「第二次深谷市特定事業主行動計画（前期計画）」と平成28（2016）年度に策定した「深谷市女性活躍の推進に関する特定事業主行動計画（前期計画）」を統合し、職員の職業生活と家庭生活の両立を図りつつ、性別に関わりなく、個人が持っている能力を十分に発揮し、キャリア形成を行うことができる職場環境の実現を目指す。
	深谷市男女共同参画推進員	市内事業所内の男女共同参画推進の担当者。主な役割は、事業所における男女共同参画に関する啓発、市が行う男女共同参画に関する事業や施策の推進への協力。
	深谷市男女共同参画専門員	男女共同参画に関する事業所啓発及び女性の悩み相談・DV相談などを行う専門員。
	深谷市DV対策庁内連絡会議	DV被害者の支援対策を円滑に行うため、関係機関の連携を図るための組織
	深谷市配偶者暴力相談支援センター	配偶者暴力相談支援センターは、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」により、都道府県に設置が義務（市町村は努力義務）づけられているDV被害者救済のための拠点施設。 「深谷市配偶者暴力相談支援センター」では次の業務を行う。 ①相談②一時保護の同行支援（被害者の緊急時における安全の確保）③庁内各種手続きに関する支援（庁内各課との連携）④被害者の自立に関する支援⑤証明書の発行業務⑥関係機関との連携⑦保護命令に関する裁判所への提出書面の作成

行	用語	説明
は	深谷市パートナーシップ宣誓制度	双方または一方が性的指向及び性自認に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力しあうことを約束した関係であることを市に宣誓し、市がその宣誓を証明する制度。
	放課後等デイサービス	障害のある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う療育機能、居場所機能を備えた福祉サービス。生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
	ポジティブ・アクション	固定的な性別役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性ほとんどいない」、「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」などの差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組。
ら	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	性と生殖に関する健康と権利と訳される。女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることをリプロダクティブ・ヘルスと呼び、このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。
	リベンジポルノ	相手への嫌がらせのために、相手の性的な画像や動画をインターネットに掲載して拡散する行為。
	労働力率	人口（日本では15歳以上）に対する労働力人口の比率。労働力人口とは、就業者に完全失業者を加えた人数で、15歳以上で働いている人と働く意欲のある人がどれくらいいるかを示すもの。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

第4次深谷市男女共同参画プラン

令和5年3月

編集：深谷市 協働推進部 人権政策課

〒366-8501 深谷市仲町 11 番 1 号
電 話：048-574-6643（直通）
F A X：048-579-8061



郷土の偉人 深谷市イメージキャラクター
渋谷栄一 ふっかちゃん